

# 大分市産業廃棄物適正処理指導計画（第6次）

2026（令和8年）3月

大分市



# 目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間及び対象範囲	3
第2章	産業廃棄物の排出・処理の現状	
1	産業廃棄物の発生・排出の状況	5
2	産業廃棄物の処理・処分の状況	7
3	産業廃棄物処理施設の設置状況	13
4	不法投棄及び野外焼却の発見状況	14
5	産業廃棄物処理業者等における意識の実態	14
第3章	産業廃棄物の将来推計・評価・課題	
1	産業廃棄物の将来推計	18
2	前回計画の評価	20
3	産業廃棄物処理の課題	22
第4章	産業廃棄物処理の目標	
1	上位計画における目標	23
2	本計画の目標	24
第5章	産業廃棄物の排出抑制・循環利用等に向けた施策	
1	施策の柱	26
2	施策の体系	27
3	具体的な施策の内容	29
第6章	産業廃棄物処理施設の整備に関する事項	
1	産業廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	37
2	中間処理施設の能力の見通し	37
3	最終処分場の残余年数の見通し	38
4	産業廃棄物処理施設の整備方針	38

## 第7章 計画の推進に向けた各主体の責務・役割

1 本市の責務・役割	40
2 処理業者の責務・役割	42
3 排出事業者の責務・役割	43

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景及び目的

大分市（以下、「本市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<sup>※1</sup>に基づき、市域内の排出事業者<sup>※2</sup>や処理業者に産業廃棄物<sup>※3</sup>の適正処理指導を行うとともに、排出抑制・再生利用を推進するため、「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」を策定し、各種取組を進めてきた。

2021（令和3）年3月に策定した「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」（以下、「前回計画」という。）以降、本市の産業廃棄物の排出量は減少傾向で推移し、循環型社会への歩みを着実に進めつつある。ただし、再生利用量が減少し、最終処分量は増加する等、依然として課題が残されている状況にある。

2015（平成27）年9月に、国連サミットにおいてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、17のゴールと169のターゲットが設定され、SDGsの達成に向けた取組が進められている。

一方、国においては、2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」、同年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、2050年のカーボンニュートラル<sup>※4</sup>の実現や循環経済への移行を見据えた廃棄物政策の新たな方向性が示された。また、2025（令和7）年2月には廃棄物処理法の基本方針が公布され、廃棄物の適正処理と資源循環に関する施策が示されるとともに、産業廃棄物の処理に係る目標が掲げられたところである。

本市においても2021（令和3）年4月に2050年ゼロカーボンシティ<sup>※5</sup>を表明し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す等、国の取組に呼応しながら各種取組を進めている状況にある。

以上の状況を踏まえ、近年の廃棄物処理行政の動向に対応しながら、本市の産業廃棄物の適正処理指導、排出抑制・循環利用を推進するため、前回計画の見直しを行い、新たに「産業廃棄物適正処理指導計画（第6次）」（以下、「本計画」という。）を策定した。本計画では、図1-1-1に示す本計画と関係が深いSDGsに基づく各種施策に取組み、持続可能な社会の実現を図るものとする。



図 1-1-1 本計画が対象とするSDGsのゴール

## 2 計画の位置付け

本計画は、大分県の「大分県廃棄物処理計画」と整合を図りつつ、本市の上位計画である「大分市総合計画」や「大分市環境基本計画」の推進に向けた具体的な施策を示した計画である。

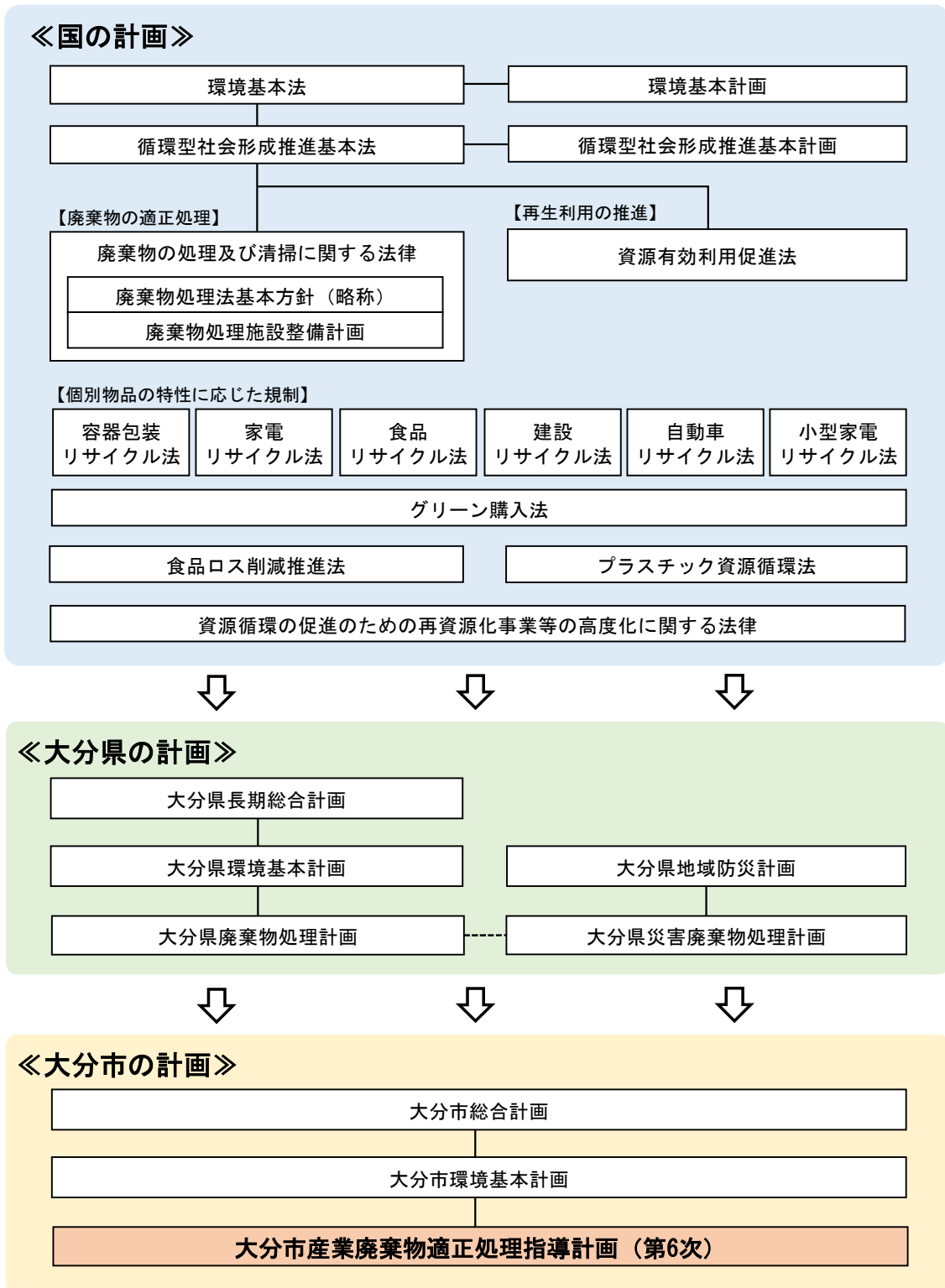


図 1-2-1 関係法令との関連性

### 3 計画期間及び対象範囲

#### (1) 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度～令和12年度までの5年間とする。

なお、大分市総合計画等の計画内容や社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、適宜必要に応じて見直しを行うものとする。

#### (2) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 (1) 対象廃棄物（産業廃棄物の区分）

No	対象廃棄物
1	燃え殻
2	汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）
3	廃油（一般廃油、廃溶剤、その他）
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）
7	紙くず
8	木くず
9	繊維くず
10	動植物性残さ
11	動物系固形不用物
12	ゴムくず
13	金属くず
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（略称「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」）
15	鋳さい
16	がれき類（コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片）
17	動物のふん尿
18	動物の死体
19	ばいじん
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※感染性廃棄物、混合物等、水銀廃棄物、廃水銀を含むものを「その他の産業廃棄物」として整理。

表 1-3-1 (2) 対象廃棄物（特別管理産業廃棄物の区分）

No	対象廃棄物
1	可燃性廃油
2	腐食性廃酸…pH が 2.0 以下の廃酸
3	腐食性廃アルカリ…pH が 12.5 以上の廃アルカリ
4	感染性産業廃棄物
5	特定有害廃棄物（廃 PCB 等、廃石綿等（飛散性）、指定下水汚泥、鉍さい、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん）

※感染性廃棄物、混合物等、水銀廃棄物、廃水銀を含むものを「その他の産業廃棄物」として整理。

表 1-3-1 (3) 対象廃棄物（水銀廃棄物の区分）

No	対象廃棄物
1	水銀使用製品（電池類、照明機器、水銀の製剤等、水銀回収義務付け製品）
2	水銀含有ばいじん等（ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい）
3	廃水銀等

※感染性廃棄物、混合物等、水銀廃棄物、廃水銀を含むものを「その他の産業廃棄物」として整理。

### (3) 対象とする区域

本計画の対象区域は大分市全域とした。

## 第2章 産業廃棄物の排出・処理の現状

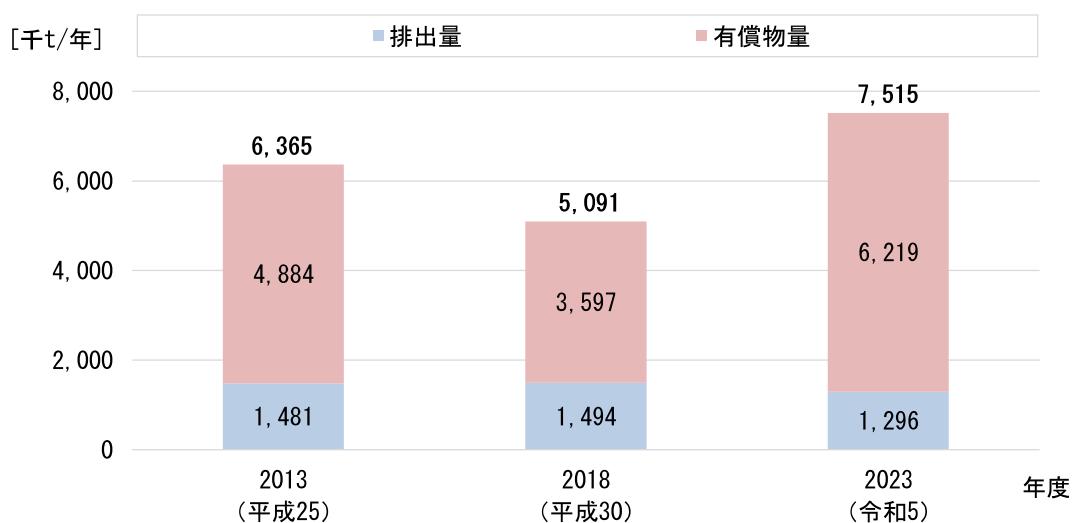
### 1 産業廃棄物の発生・排出の状況

#### (1) 発生の状況

本市における産業廃棄物の発生量の推移は図 2-1-1 に示すとおりである。

本市における産業廃棄物の発生量は、平成 25 年度において 6,365 千 t/年であるのに対し、令和 5 年度において 7,515 千 t/年である。

また、産業廃棄物の発生量の内訳を見ると、排出量は平成 25 年度において 1,481 千 t/年であるのに対し、令和 5 年度において 1,296 千 t/年である。



※四捨五入の関係より、合計が合わない場合がある。

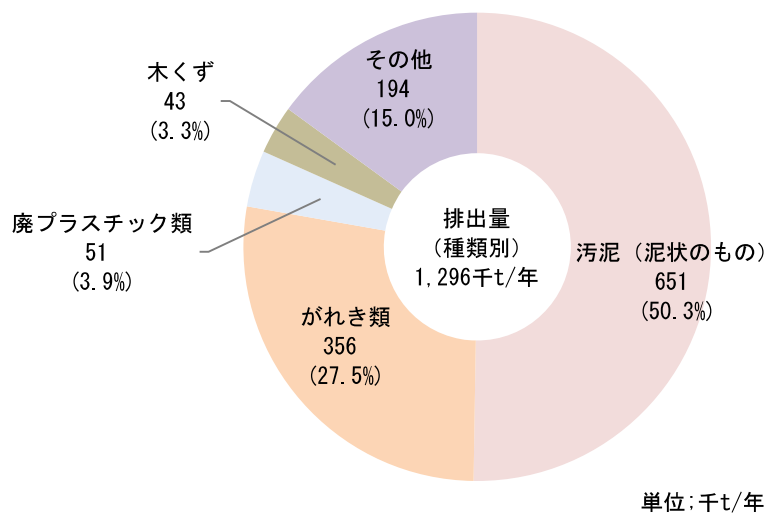
図 2-1-1 産業廃棄物の発生量の推移

## (2) 排出の状況

### ア 種類別の排出状況

令和5年度における産業廃棄物の種類別排出量は図2-1-2に示すとおりである。

種類別の排出量は、汚泥が651千t/年(50.3%)と最も多く、次いでがれき類が356千t/年(27.5%)、廃プラスチック類が51千t/年(3.9%)となっており、これら3品目で排出量全体の約8割を占めている。



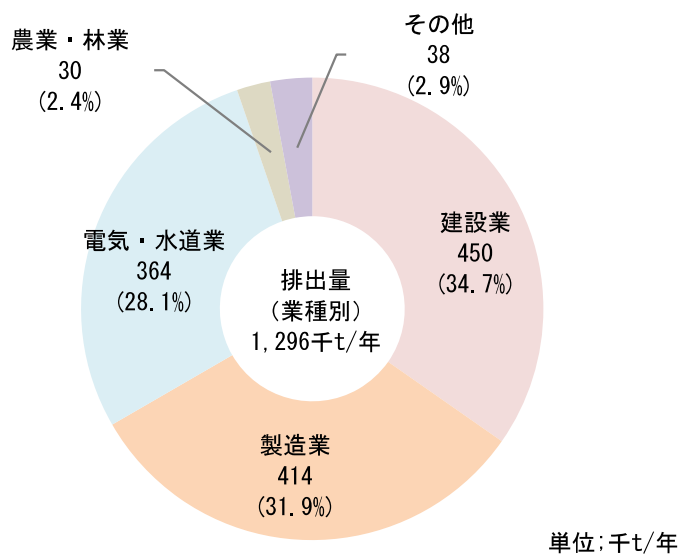
※四捨五入の関係より、合計が合わない場合がある。

図2-1-2 排出の状況 (種類別)

### イ 業種別の排出状況

令和5年度における産業廃棄物の業種別排出量は図2-1-3に示すとおりである。

業種別の排出量は、建設業が450千t/年(34.7%)と最も多く、次いで製造業が414千t/年(31.9%)、電気・水道業が364千t/年(28.1%)となっており、これら3業種で排出量全体の約9割を占めている。



※四捨五入の関係より、合計が合わない場合がある。

図2-1-3 排出の状況 (業種別)

## 2 産業廃棄物の処理・処分の状況

### (1) 処理・処分の全体の流れ

令和5年度における本市の産業廃棄物の処理・処分状況は図 2-2-1 に示すとおりである。

本市では、令和5年度における産業廃棄物の排出量 1,296 千 t/年のうち、再生利用量<sup>※6</sup>は 650 千 t/年（排出量の 50.1%）、減量化量<sup>※7</sup>は 599 千 t/年（同 46.2%）、最終処分量<sup>※8</sup>は 47 千 t/年（同 3.6%）となっている。

種類別の処理・処分状況は図 2-2-2 及び表 2-2-1 に示すとおりであり、再生利用率<sup>※9</sup>は汚泥・繊維くず・動物の死体を除くすべての品目で 50%以上となっている。

また、業種別の処理・処分状況は図 2-2-3 及び表 2-2-2 に示すとおりであり、再生利用率は電気・水道業が 12.1%と最も低く、次いで宿泊業・飲食業で 13.5%となっている。

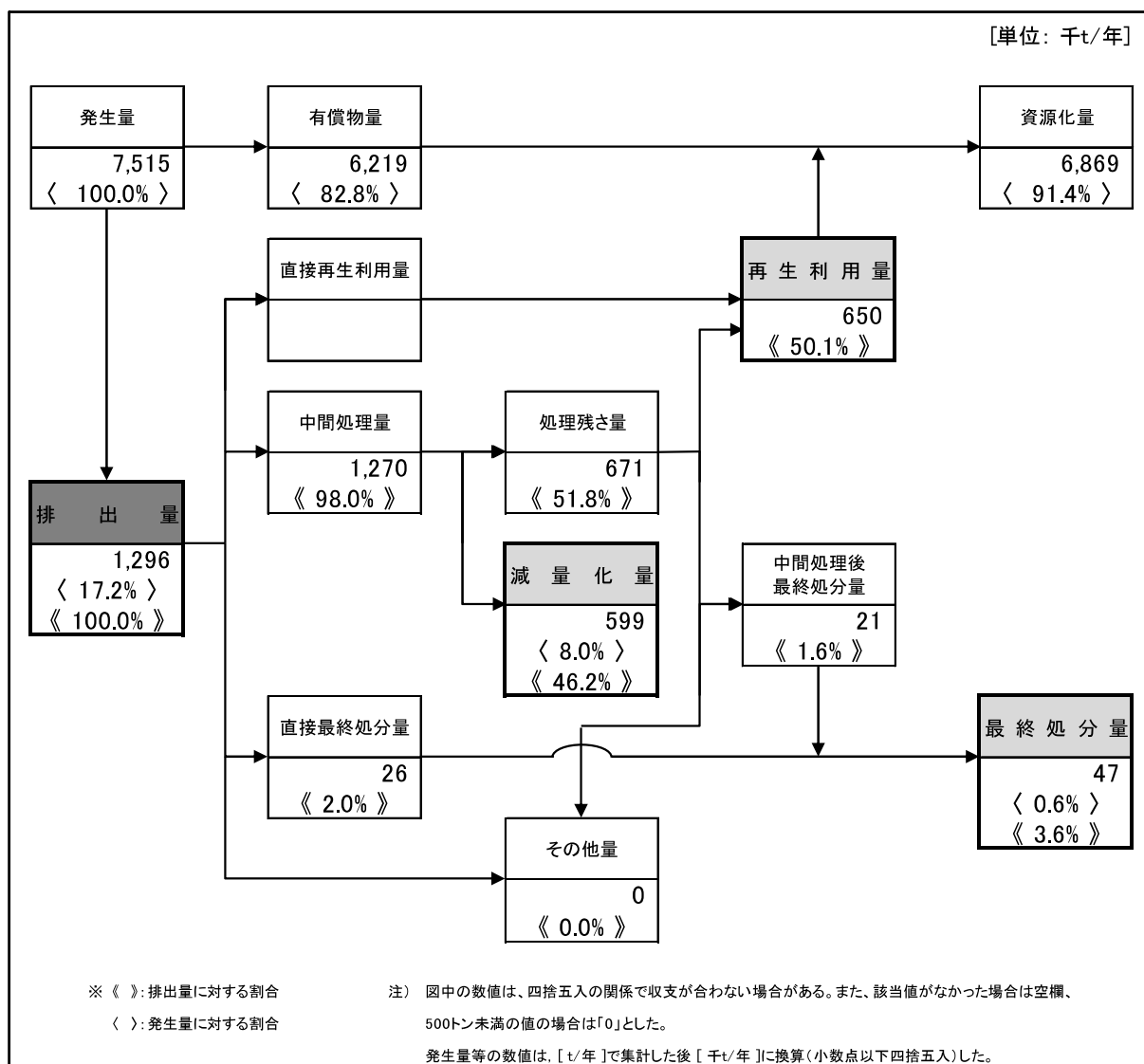
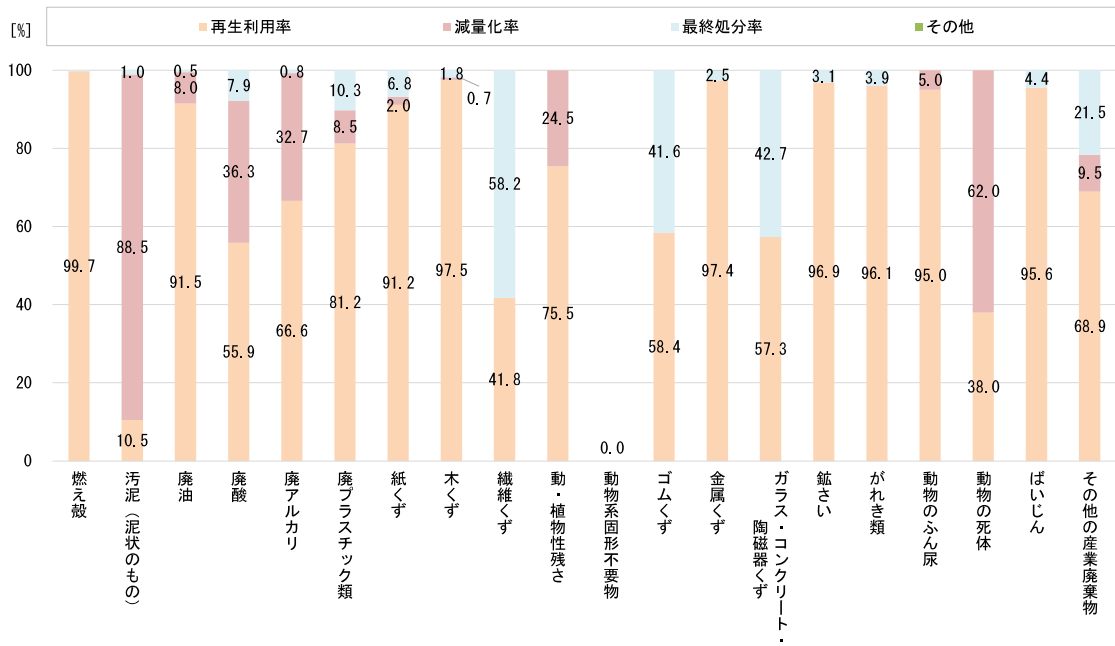


図 2-2-1 処理・処分の状況 (全体)



※無変換の場合

※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-2 処理・処分の状況 (種類別-割合)

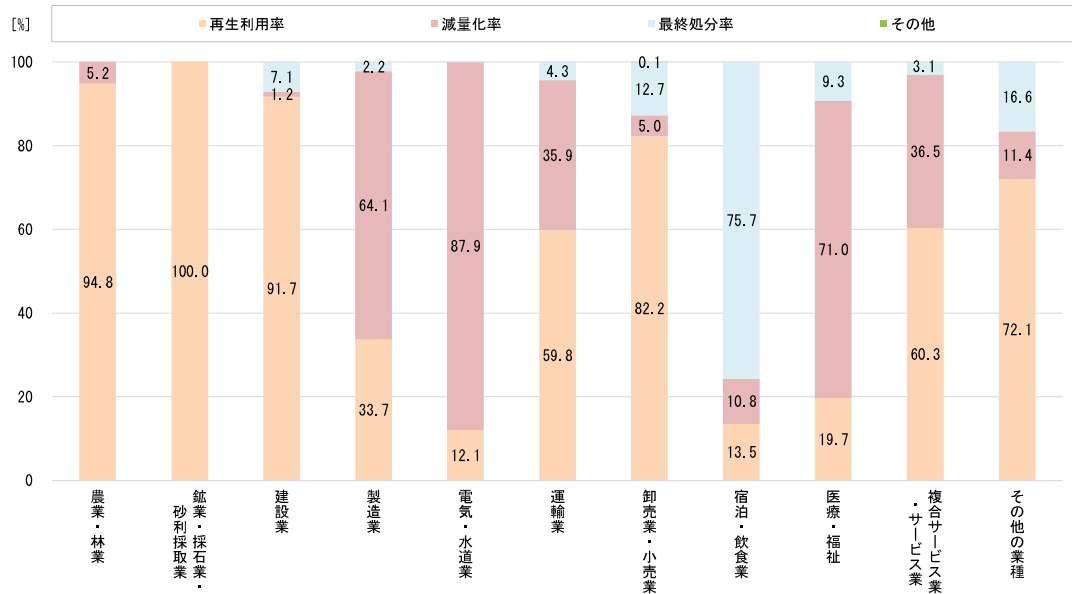
表 2-2-1 処理・処分の状況 (種類別-重量)

単位 ; 千 t/年

	燃え殻	汚泥(泥状のもの)	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残さ
排出量	12	651	29	5	30	51	1	43	0	1
再生利用量	12	68	26	3	20	41	1	42	0	1
減量化量		576	2	2	10	4	0	0		0
最終処分量	0	7	0	0	0	5	0	1	0	
その他量						0				
	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	鋳さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量		0	8	29	3	356	30	0	18	28
再生利用量		0	8	17	3	342	29	0	17	19
減量化量							2	0		3
最終処分量		0	0	12	0	14			1	6
その他量			0			0				0

※無変換の場合

※該当値がない場合は空欄、500 トン未満の数値の場合は「0」と記載している。



※無変換の場合

※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-3 処理・処分の状況 (業種別-割合)

表 2-2-2 処理・処分の状況 (業種別-重量)

単位；千 t/年

	農業・林業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸売業・小売業	宿泊・飲食業	医療・福祉	複合サービス業・サービス業	その他の業種
排出量	30	0	450	414	364	3	15	1	4	1	13
再生利用量	29	0	412	140	44	2	13	0	1	1	9
減量化量	2		5	265	320	1	1	0	3	0	1
最終処分量			32	9	0	0	2	1	0	0	2
その他量			0	0	0		0				

※無変換の場合

※該当値がない場合は空欄、500 トン未満の数値の場合は「0」と記載している。

**【参考；無変換の考え方】**

産業廃棄物の種類を発生時点の廃棄物の種類で整理する場合「無変換」として考える。産業廃棄物の種類を中間処理後の廃棄物の種類で整理する場合「変換」として考える。

(例) 木くずを中間処理で焼却した場合 (減量化率を 90%とした場合)

【無変換の場合】

単位；t/年

【変換の場合】

単位；t/年

種類	排出量	中間処理方法	中間処理後量	種類	排出量	中間処理方法	中間処理後量
燃え殻	0	—	0	燃え殻	0	—	10
木くず	100	(焼却) 「燃え殻」に変化	10	木くず	100	(焼却) 「燃え殻」に変化	0

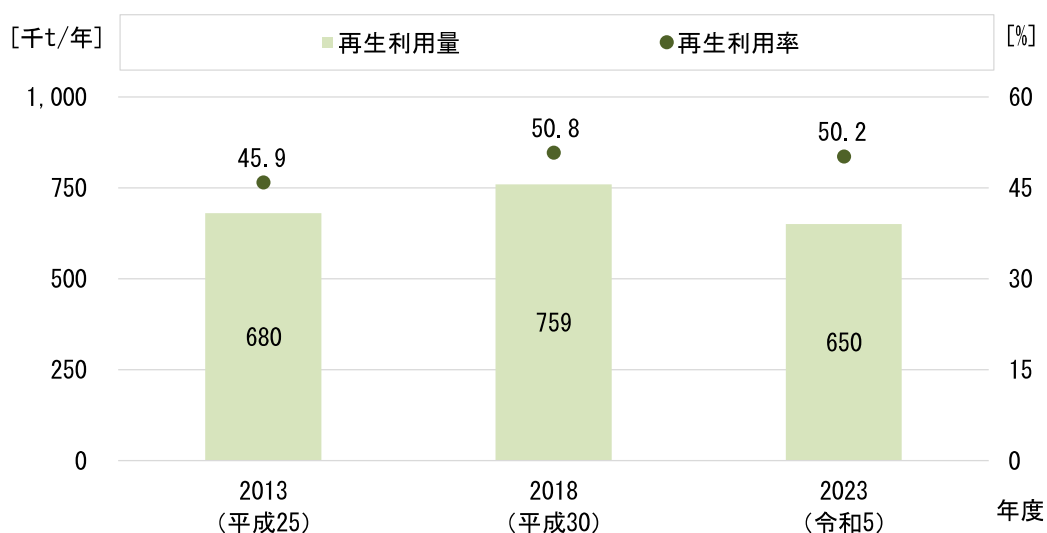
→ 無変換
↑ 変換

## (2) 再生利用の状況

### ア 再生利用量の推移

本市における再生利用量の推移は図 2-2-4 に示すとおりである。

再生利用量は、平成 25 年度において 680 千 t/年であるのに対し、令和 5 年度において 650 千 t/年である。また、再生利用率は平成 25 年度において 45.9%であるのに対し、令和 5 年度において 50.2%である。



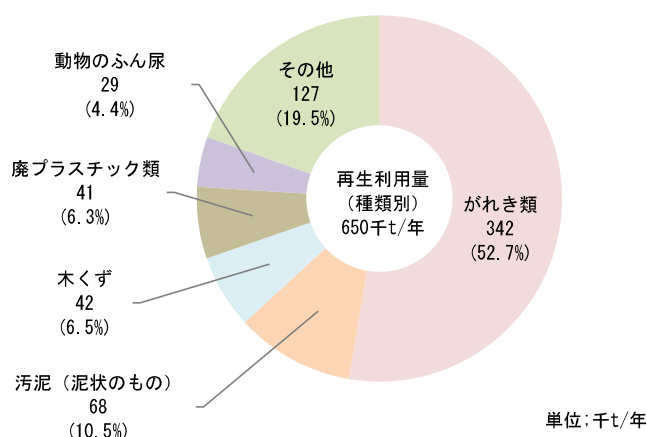
※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-4 再生利用量の推移

### イ 種類別の再生利用状況

令和 5 年度における本市の種類別の再生利用量は、図 2-2-5 に示すとおりである。

再生利用量を種類別に見ると、がれき類が 342 千 t/年 (52.7%) と最も多く、次いで汚泥が 68 千 t/年 (10.5%)、木くずが 42 千 t/年 (6.5%) となっており、上位 3 品目で約 7 割を占めている。



※無変換の場合

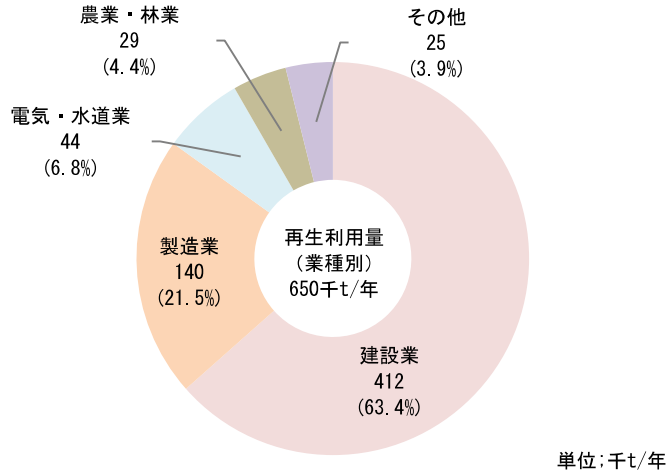
※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-5 再生利用の状況 (種類別)

### ウ 業種別の再生利用状況

令和5年度における本市の業種別の再生利用量は、図 2-2-6 に示すとおりである。

再生利用量を業種別に見ると、建設業が412千t/年（63.4%）と最も多く、次いで製造業が140千t/年（21.5%）となっており、上位2業種で約8割を占めている。



※無変換の場合

※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

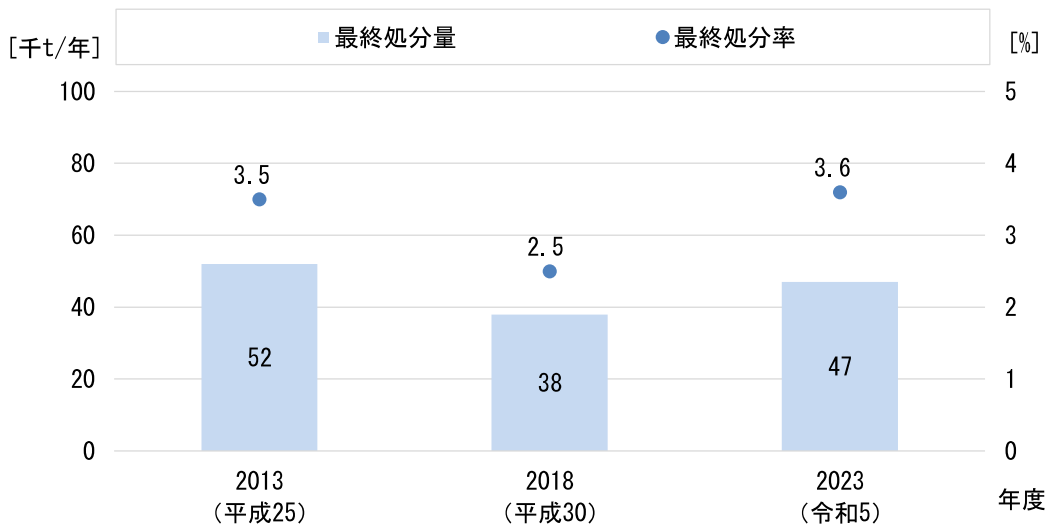
図 2-2-6 再生利用の状況（業種別）

### (3) 最終処分状況

#### ア 最終処分量の推移

本市における最終処分量の推移は図 2-2-7 に示すとおりである。

最終処分量は、平成25年度において52千t/年であるのに対し、令和5年度において47千t/年である。また、最終処分率<sup>※10</sup>は平成25年度において3.5%であるのに対し、令和5年度において3.6%である。



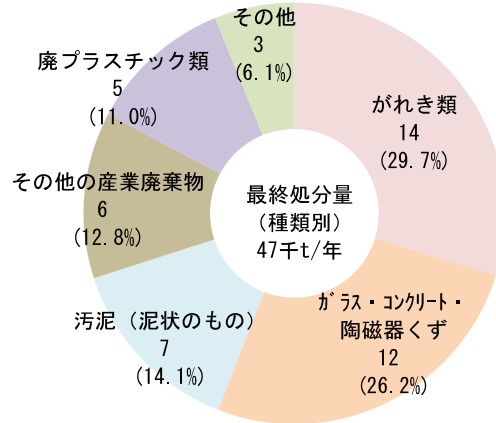
※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-7 最終処分量の推移

### イ 種類別の最終処分状況

令和5年度における本市の種類別の最終処分量は、図 2-2-8 に示すとおりである。

最終処分量を種類別に見ると、がれき類が14千t/年(29.7%)と最も多く、次いで、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが12千t/年(26.2%)、汚泥(泥状のもの)が7千t/年(14.1%)となっており、上位3品目で約7割を占めている。



単位:千t/年

※無変換の場合

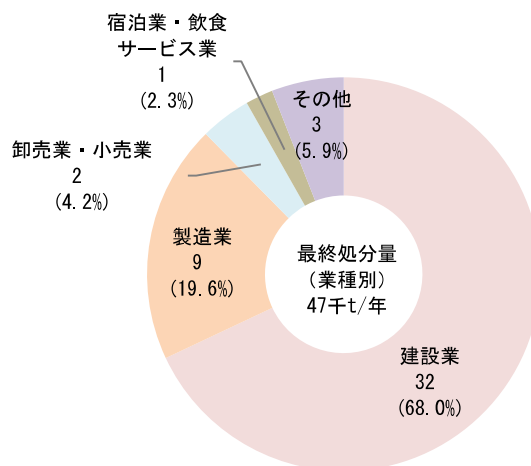
※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-8 最終処分の状況 (種類別)

### ウ 業種別の最終処分状況

令和5年度における本市の業種別の最終処分量は図 2-2-9 に示すとおりである。

最終処分量を業種別に見ると、建設業が32千t/年(68.0%)と最も多く、次いで製造業が9千t/年(19.6%)となっており、上位2業種で約8割を占めている。



単位:千t/年

※無変換の場合

※四捨五入の関係より合計が合わない場合がある。

図 2-2-9 最終処分の状況 (業種別)

#### (4) 広域移動状況

令和5年度における産業廃棄物の市外への搬出・市内への搬入状況は表 2-2-3 に示すとおりである。

令和5年度において市外へ搬出された量は261千t/年であるのに対し、市内へ搬入された量は682千t/年であり市外への搬出量の約2.6倍となっている。

処理目的別には、中間処理目的では市内への搬入量が市外への搬出量を上回っており、最終処分目的については市内への搬入量が市外への搬出量の45倍程度となっている。

表 2-2-3 広域移動状況

単位；千t/年

	中間処理目的	最終処分目的	合計
市外への搬出量 (①)	255	6	261
市外 (県内)	168	6	173
県外	87	0	87
市内への搬入量 (②)	409	273	682
市外 (県内)	356	137	493
県外	52	136	189
市内での処理量 (②-①)	154	268	422

### 3 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市における産業廃棄物処理施設<sup>※11</sup>の設置状況は表 2-3-1 及び表 2-3-2 に示すとおりであり、中間処理施設<sup>※12</sup>が186施設、最終処分場<sup>※13</sup>が17施設（安定型<sup>※14</sup>13施設、管理型<sup>※15</sup>4施設）設置されている。

表 2-3-1 中間処理施設の設置状況

施設区分		施設数	処理能力
汚泥	脱水施設	25	9,539 m <sup>3</sup> /日
	乾燥施設	1	50 m <sup>3</sup> /日
	焼却施設	7	6,147 m <sup>3</sup> /日
	コンクリート固型化施設	1	20 m <sup>3</sup> /日
廃油	油水分離施設	2	28,120 m <sup>3</sup> /日
	焼却施設	10	6,073 m <sup>3</sup> /日
廃酸・廃アルカリの中和施設		4	41,700 m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類	破碎施設	22	2,515 t/日
	焼却施設	8	6,125 t/日
木くず又はがれき類の破碎施設		98	45,243 t/日
上記以外の焼却施設		8	357 t/日

※令和7年4月1日時点

表 2-3-2 最終処分場の設置状況

施設区分		施設数	残余容量[m <sup>3</sup> ]
安定型最終処分場	事業者（処分業を持たない者）	3	3,202
	処理業者	10	1,269,415
管理型最終処分場	事業者（処分業を持たない者）	1	965
	処理業者	3	1,606,128
合計		17	2,879,710

※令和7年4月1日時点

## 4 不法投棄及び野外焼却の発見状況

本市における不法投棄及び野外焼却の状況は表 2-4-1 に示すとおりである。

本市では不法投棄を一定数発見しており、令和6年度における不法投棄件数は88件であり、この内産業廃棄物由来のものは17件である。また、野外焼却は毎年度100件程度発見していたが、令和6年度は59件と半分程度になっている。

表 2-4-1 不法投棄及び野外焼却の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄	158	151	179	116	88
一般廃棄物 <sup>※16</sup>	152	146	162	106	71
産業廃棄物	6	5	17	10	17
野外焼却（一般廃棄物含む）	131	115	109	102	59

## 5 産業廃棄物処理業者等における意識の実態

### (1) 排出事業者における意識状況

#### ア 発生抑制に向けた取組

本市内の排出事業者における産業廃棄物等の発生抑制の取組状況は図 2-5-1 に示すとおりである。

本市では、発生抑制に取り組んでいる事業者が53.3%と最も多く、今後、取り組む予定である事業者が11.6%となっており、発生抑制に向けた取組に対し肯定的な回答をした事業者は64.9%である。

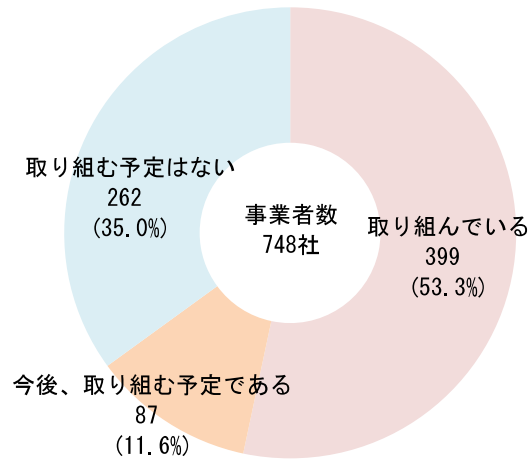


図 2-5-1 発生抑制に向けた取組状況

### イ 再使用・再生利用に向けた取組

本市内の排出事業者における産業廃棄物等の再使用・再生利用の取組状況は図 2-5-2 に示すとおりである。

本市では、再使用・再生利用に取り組んでいる事業者が 60.8%と最も多く、今後、取り組む予定である事業者が 8.0%となっており、再使用・再生利用に向けた取組に対し肯定的な回答をした事業者は 68.8%である。

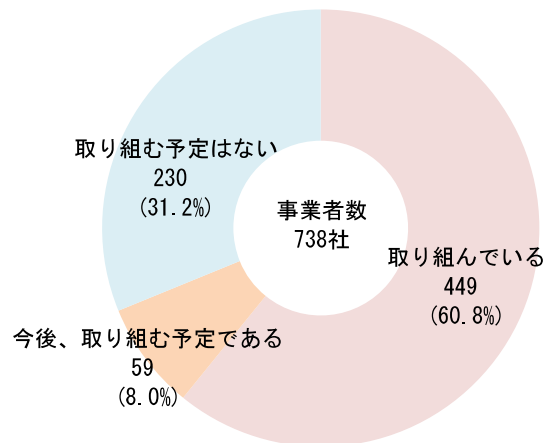


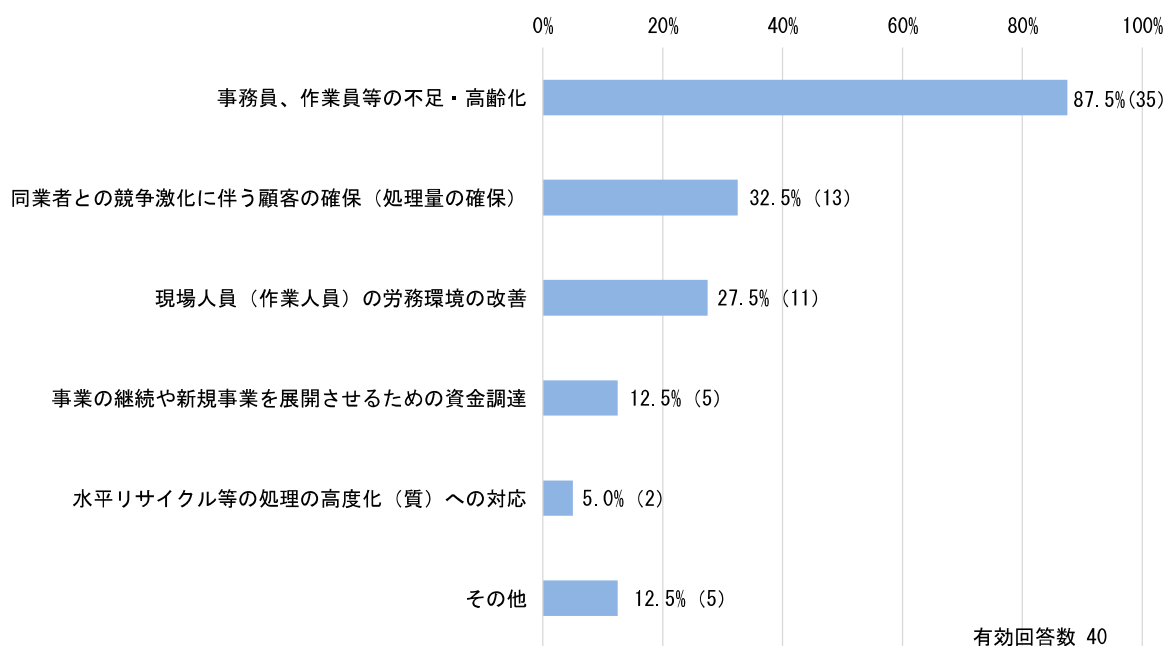
図 2-5-2 再使用・再生利用に向けた取組状況

## (2) 処理業者における意識状況

### ア 廃棄物処理に関する課題

本市内の産業廃棄物処理業者における廃棄物処理に関する課題は図 2-5-3 に示すとおりである。

本市の処理業者における廃棄物処理の課題としては、「事務員、作業員等の不足・高齢化」が 87.5%と最も多く、次いで「同業者との競争激化に伴う顧客の確保(処理量の確保)」が 32.5%、「現場人員(作業人員)の労務環境の改善」が 27.5%という状況である。



※ ( ) 内の数値は回答事業者数

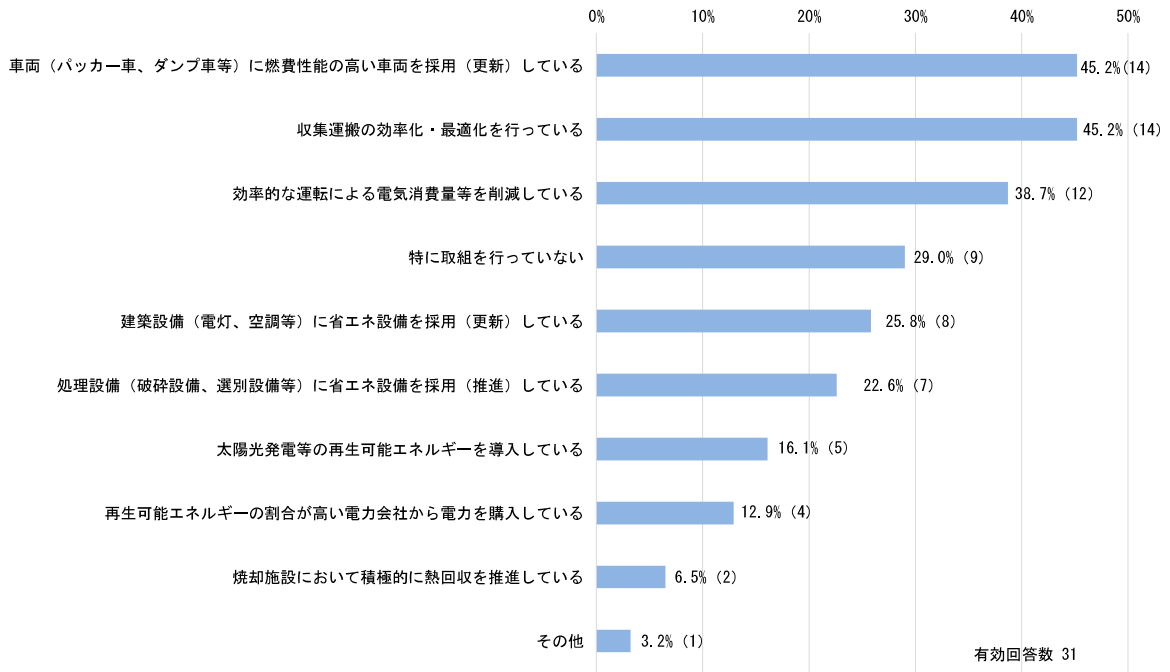
図 2-5-3 廃棄物処理に関する課題

## イ 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

### (ア) 取組の実施状況

本市内の産業廃棄物処理業者における温室効果ガス排出量削減に向けた取組の実施状況は図 2-5-4 に示すとおりである。

温室効果ガス排出量削減に向けた取組状況については、「車両(パッカー車、ダンプ車等)に燃費性能の高い車両を採用(更新)している」と「収集運搬の効率化・最適化を行っている」が 45.2%と最も多く、次いで「効率的な運転による電気消費量等を削減している」が 38.7%、「特に取組を行っていない」が 29.0%となっている。



※（ ）内の数値は回答事業者数

図 2-5-4 温室効果ガス排出削減に向けた取組状況

### （イ）今後の取組意向

本市内の産業廃棄物処理業者における温室効果ガス排出量削減に向けた今後の取組意向は図 2-5-5 に示すとおりである。

温室効果ガス排出量削減に向けた取組について、機会があれば推進（検討）していきたい事業者が 64.3%と最も多く、積極的に推進していきたい事業者は 23.8%となっており、温室効果ガス排出削減に向けた取組に対し肯定的な回答をした事業者は 88.1%である。

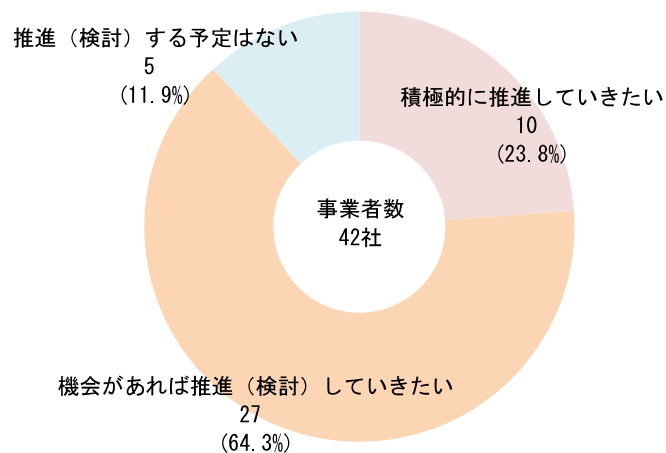


図 2-5-5 温室効果ガス排出削減に向けた今後の取組意向

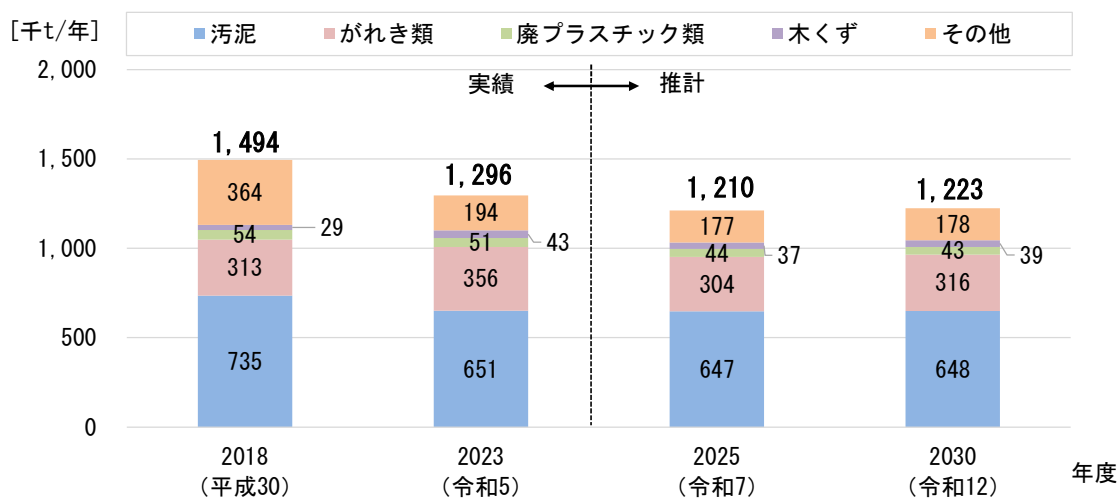
### 第3章 産業廃棄物の将来推計・評価・課題

#### 1 産業廃棄物の将来推計

##### (1) 排出量の推計結果

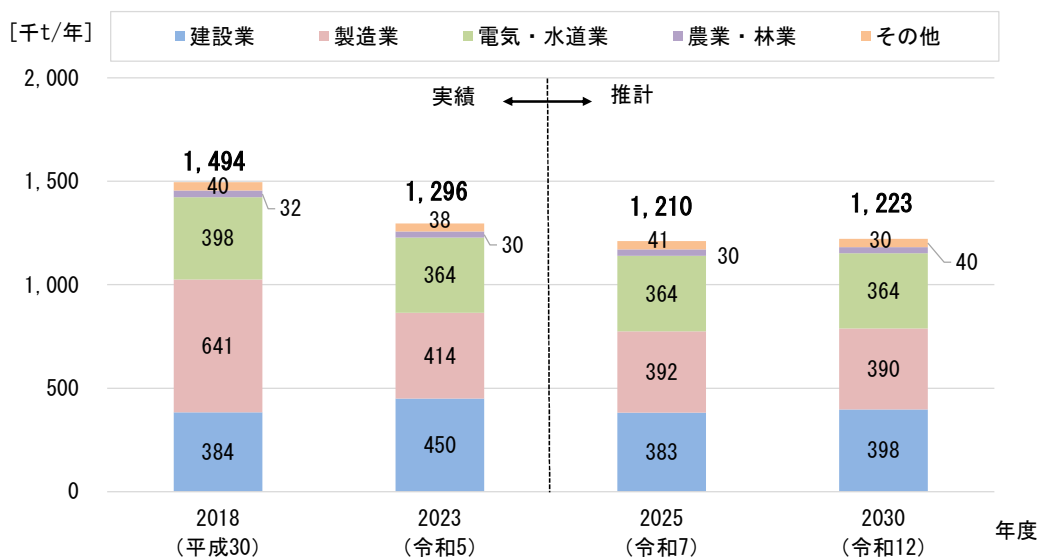
本市における産業廃棄物の排出量の推計結果は図 3-1-1 及び図 3-1-2 に示すとおりである。

産業廃棄物の排出量は、令和 5 年度において 1,296 千 t/年であるのに対し、令和 12 年度においては 1,223 千 t/年となる見込みである。



※四捨五入の関係から合計値が合わない場合がある。

図 3-1-1 排出量の見込み（種類別）



※四捨五入の関係から合計値が合わない場合がある。

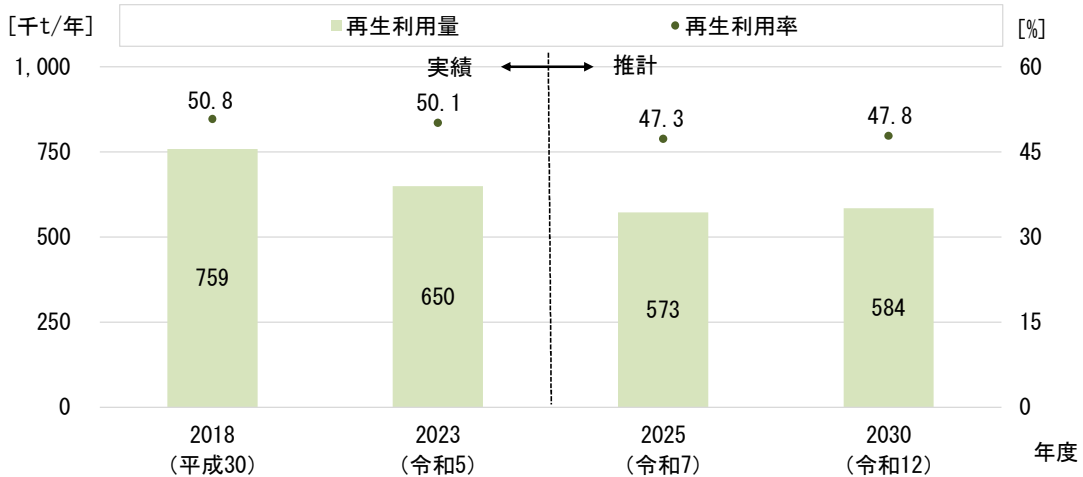
図 3-1-2 排出量の見込み（業種別）

## (2) 再生利用量の推計結果

本市における再生利用量の推計結果は図 3-1-3 に示すとおりである。

再生利用量は、令和 5 年度において 650 千 t/年であるのに対し、令和 12 年度においては 584 千 t/年となる見込みである。

また、再生利用率は令和 5 年度において 50.1%であるのに対し、令和 12 年度においては 47.8%となる見込みである。



※四捨五入の関係から合計値が合わない場合がある。

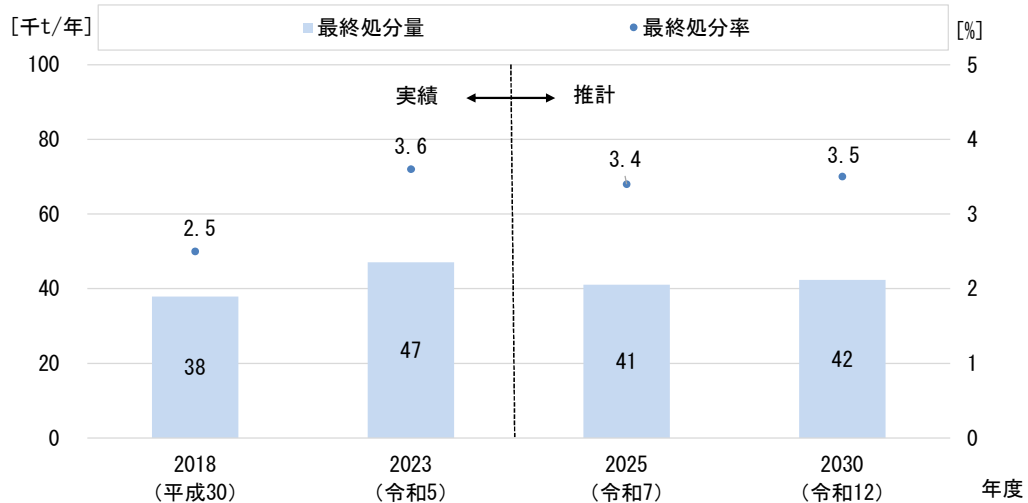
図 3-1-3 再生利用量の見込み

## (3) 最終処分量の推計結果

本市における最終処分量の推計結果は図 3-1-4 に示すとおりである。

最終処分量は、令和 5 年度において 47 千 t/年であるのに対し、令和 12 年度においては 42 千 t/年となる見込みである。

また、最終処分率は令和 5 年度において 3.6%であるのに対し、令和 12 年度においては 3.5%となる見込みである。



※四捨五入の関係から合計値が合わない場合がある。

図 3-1-4 最終処分量の見込み

## 2 前回計画の評価

前回計画では、計画目標年度を令和7年度とし、排出量・再生利用率・最終処分率について目標を設定している。

前回計画における目標の達成見込みは表 3-2-1 に示すとおりである。

排出量は達成可能であるが、再生利用率及び最終処分率については達成困難な見込みである。目標達成が困難となった主な要因は、前回計画策定時と比較して排出量の多い「汚泥」及び「がれき類」の再生利用率が低下し、最終処分率が増加したことにある。具体的には、「汚泥」及び「がれき類」について、新たな最終処分場の稼働に伴う最終処分量の増加や、大型建築物の解体・大規模修繕等による影響が処理内容の変化をもたらしたものと推察される。また、前回計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の経済活動が変動したことも、処理内容に影響を及ぼした一因であると考えられる。

表 3-2-1 前回計画における目標の達成見込み

指標	単位	前回計画の 目標値	推計値 (令和7年度)	達成見込み
排出量	千 t/年	1,539	1,210	達成可能
再生利用率	%	54.3	47.3	達成困難
最終処分率	%	2.4	3.4	達成困難

【参考; 前回計画からの変化】

《本市の排出量等の変化》

【排出量】

	平成30年度		令和5年度		増加率
	重量[t/年]	割合[%]	重量[t/年]	割合[%]	割合[%]
汚泥	734,729	49.2	650,918	50.2	-11.4
がれき類	313,180	21.0	356,269	27.5	13.8
その他	446,576	29.8	288,492	22.2	-35.4
合計	1,494,485	100.0	1,295,679	100.0	-13.3

平成30年度、令和5年度の排出量の内訳としては、「汚泥」「がれき類」が多い。

【再生利用量】

	平成30年度		令和5年度		増加率
	重量[t/年]	割合[%]	重量[t/年]	割合[%]	割合[%]
汚泥	90,565	11.9	68,291	10.5	-24.6
がれき類	307,700	40.6	342,268	52.7	11.2
その他	360,252	47.5	239,223	36.9	-33.6
合計	758,517	100.0	649,782	100.0	-14.3

平成30年度と比較して、令和5年度では、「汚泥」の減少が大きい。

【最終処分量】

	平成30年度		令和5年度		増加率
	重量[t/年]	割合[%]	重量[t/年]	割合[%]	割合[%]
汚泥	2,998	7.9	6,647	14.1	121.7
がれき類	5,204	13.7	13,995	29.7	168.9
その他	29,702	78.4	26,426	56.2	-11.0
合計	37,904	100.0	47,069	100.0	24.2

平成30年度と比較して、令和5年度では、「汚泥」「がれき類」の増加が大きい。

《前回計画から汚泥及びがれき類の処理内容の変化》

【がれき類】

	平成30年度		令和5年度	
	重量[千t/年]	割合[%]	重量[千t/年]	割合[%]
再生利用量	307,700	98.3	342,268	96.1
減量化量	0	0.0	0	0.0
最終処分量	5,204	1.7	13,995	3.9
その他量	276	0.1	6	0.0
合計	313,180	100.0	356,269	100.0

平成30年度と比較して、令和5年度では「再生利用率」が低下し、「最終処分率」が増加。

【汚泥】

	平成30年度		令和5年度	
	重量[千t/年]	割合[%]	重量[千t/年]	割合[%]
再生利用量	90,565	12.3	68,291	10.5
減量化量	641,090	87.3	575,979	88.5
最終処分量	2,998	0.4	6,647	1.0
その他量	76	0.0	0	0.0
合計	734,729	100.0	650,918	100.0

平成30年度と比較して、令和5年度では「再生利用率」が低下し、「最終処分率」が増加。

### 3 産業廃棄物処理の課題

産業廃棄物の課題については、「排出抑制・循環利用」「適正処理」「地球温暖化への対応」の観点から整理した。

#### 【課題①；排出抑制・循環利用の推進】

本市の最終処分率は大分県全体及び全国値より高く、前回計画の目標達成も難しい見込みである。本市の最終処分量は、「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「その他の産業廃棄物」「がれき類」で90%以上を占めている状況にあり、これらの品目の排出抑制・循環利用を進めていく必要がある。また、その他の産業廃棄物には混合廃棄物<sup>※17</sup>が多くを占めている状況にあり、適正分別の推進等、関係部署との連携も図りながら、混合廃棄物の排出抑制についても進めていく必要がある。

排出事業者を対象としたアンケート調査では、「排出抑制」「再使用・再生利用」に取り組んでいる事業者は半数以上を占めているが、取り組む予定がない事業者も一定数存在しており、引き続き、排出抑制・循環利用<sup>注)</sup>に関する意識改革に取り組む必要がある。

注) 本計画において、循環利用と再生利用は同じとみなす。

#### 【課題②；適正処理の推進】

産業廃棄物の適正処理の推進は公衆衛生の保全の観点から非常に重要である。一方、処理業者を対象としたアンケート調査では、「事務員、作業員等の不足・高齢化」「現場人員（作業員）の労務環境の改善」等が課題として挙げられている。

また、将来的に太陽光発電設備の撤去・更新に伴い排出される廃棄物が大量に発生することが見込まれることや災害時における産業廃棄物処理施設の活用も想定される。従来の産業廃棄物とともに、今後見込まれる産業廃棄物の動向や災害廃棄物に関しても考慮しながら、適正処理体制の確保に向けた検討を進めていく必要がある。

また、不法投棄や野外焼却等も一定数が確認されていることから、継続して不法投棄等の撲滅に向けた取組も重要である。

#### 【課題③；地球温暖化への対応】

国においては、2050年のカーボンニュートラルに向けて取組を加速化させている状況にあり、本市においても令和3年に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進している。一方、処理業者を対象としたアンケート調査結果においても温室効果ガス排出量削減に向けた前向きな意見が得られている。産業廃棄物分野においても関係部局や県との連携も踏まえながら、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進することが必要である。

## 第4章 産業廃棄物処理の目標

### 1 上位計画における目標

#### (1) 国における目標

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）において産業廃棄物に関する目標が定められている。基本方針における目標は表 4-1-1 に示すとおりであり、「排出量」「出口側の循環利用率<sup>※18</sup>」「最終処分量」の目標が掲げられている。

表 4-1-1 基本方針における目標

指標	目標年度	数値目標
排出量	令和 12年度	増加を令和4年度比で1%に抑制
出口側の循環利用率		約37%
最終処分量		令和4年度比で約10%削減

#### (2) 大分県における目標

大分県では、令和6年に「大分県長期総合計画」及び「大分県環境基本計画」を策定し、産業廃棄物の最終処分量に関する目標が定められている。

各計画における目標は表 4-1-2 に示すとおりである。

表 4-1-2 大分県における目標

	目標指標	単位	実績	目標年度	
			令和4年度	令和9年度	令和14年度
大分県長期総合計画	最終処分量	t/年	69,820	61,300	59,300
大分県環境基本計画	最終処分量	t/年		61,300	59,300

## 2 本計画の目標

### (1) 本計画の目標の考え方

国や大分県では、産業廃棄物に関する目標を定めている。一方、産業廃棄物の排出量等は経済動向や社会情勢、大型建築物の解体や大規模修繕等による特異的な要因の影響を大きく受けるものとなる。本計画では、将来の不確実性を踏まえ、目標を設定しないが、国や大分県の取組内容も考慮しながら、各種施策を実施していくものとする。

### (2) 本計画の進捗把握の考え方

本計画では、本市の産業廃棄物の排出量等の変化について把握を行い、大幅な変化が生じた場合等には新たな施策を検討していくことも必要である。本計画では、産業廃棄物の排出量等の変化を確認するため、産業廃棄物の将来見通しと計画期間中の排出量等を比較することで計画の進捗把握を行っていくものとする。

### (3) 指標

本計画の指標は、表 4-2-1 に示すとおりである。

本計画では、産業廃棄物の入口、循環利用、出口の状況を把握するため、廃棄物処理の各段階において指標を定めるものとし、国の基本方針における考え方を踏襲し、「排出量」「出口側の循環利用率」を設定する。なお、前回計画で採用した「最終処分率」に関しては、排出量の削減が進んだ場合、最終処分量が削減されても最終処分率が上昇する可能性がある。このため、「最終処分率」に関しては「最終処分量」として新たな指標を掲げるものとした。

表 4-2-1 本計画における指標

	前回計画	本計画
排出抑制	・ 排出量	・ 排出量
資源循環	・ 再生利用率	・ 出口側の循環利用率
	・ 最終処分率	・ 最終処分量

### (4) 将来見通し

本計画の計画期間における将来見通しは表 4-2-2 及び表 4-2-3 に示すとおりである。

表 4-2-2 本計画における将来見通し

指標	単位	令和 5 年度	令和 12 年度
		現状	将来見通し
排出量	千 t/年	1, 296	1, 223
出口側の循環利用率	%	48. 2	45. 7
最終処分量	t/年	47, 069	42, 348

表 4-2-3 将来見通しの考え方

指標	考え方
排出量	排出量は、処理形態等が将来も一定であると仮定し、各種経済指標等の将来見通しと令和 5 年度における排出実績に基づき、設定する。
出口側の循環利用率	出口側の循環利用率は、下記の算出式により推計するものとし、排出量の将来見通しと令和 5 年度における各産業廃棄物の循環利用量の処理実績を踏まえ、設定する。
最終処分量	最終処分量は、排出量の将来見通しと令和 5 年度における各産業廃棄物の最終処分量の処理実績を踏まえ、設定する。

**【参考；出口側の循環利用率の算出方法】**

$$\text{出口側の循環利用率} = (\text{再生利用量} + \text{金属くず、ガラ陶、鉦さい、がれき類の減量化量} - \text{動物のふん尿の直接再生利用量}) / \text{排出量}$$

※動物のふん尿の直接再生利用量は、大分県の循環利用率の算出方法と整合を図るため、環境省が公表する産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（令和 5 年度速報値）における動物のふん尿の排出量に対する直接再生利用量の割合（81. 9%）を基に設定。

## 第5章 産業廃棄物の排出抑制・循環利用等に向けた施策

### 1 施策の柱

本計画では、本市の産業廃棄物処理等に関する課題を踏まえ、次に示す5つの施策の柱を掲げ、各種施策に取り組んでいくものとする。

#### 【柱①；排出抑制・循環利用の推進】



多量排出事業者への指導・助言や各種リサイクル法における循環利用の推進を継続的に図るとともに、本市の最終処分量のうち、大半を占める「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「その他の産業廃棄物」「がれき類」に対して排出抑制・循環利用を推進していく。

#### 【柱②；廃棄物の適正処理の推進】



本市内における不法投棄等の対策や有害物質を含む廃棄物等の適正処理に向けた継続的な取組を実施していくものとする。また、県外事業者からの産業廃棄物に関しても、大分県と連携しながら県外産業廃棄物への対策に取り組み、本市内における産業廃棄物の適正処理を推進していく。

#### 【柱③；持続可能な産業廃棄物処理体制の確保】



本市内の産業廃棄物処理体制について電子マニフェスト<sup>※19</sup>の普及促進や情報公開の推進について継続的に実施していくとともに、災害廃棄物対応や担い手不足等の新たな課題解決に向けた情報収集を行う等、本市内における持続可能な産業廃棄物処理体制の確保を推進していく。

#### 【柱④；カーボンニュートラルに向けた取組の推進】



本市のカーボンニュートラルの達成に向けた一翼を成すため、本市の他の計画との整合を図りながら、産業廃棄物分野においても温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進していく。

#### 【柱⑤；主体間の連携の強化】



「産業廃棄物の排出抑制・循環利用」や、「産業廃棄物の適正処理」、「持続可能な処理体制の確保」等の実施に向けては、排出事業者・処理業者の他に大分県や本市内の産業廃棄物の関連部署等の各主体間での連携が不可欠である。本計画では、各種取組を効率的かつ効果的に推進するため、多様な主体間での連携強化を目指していく。

## 2 施策の体系

本計画における施策の体系は表 5-2-1 に示すとおりである。

本計画では 5 つの柱に沿って本市がこれまで取り組んできた施策を継続するとともに、新たな施策を取り入れながら、計画を進めていくものとする。

表 5-2-1 (1) 本計画の施策の体系

柱	取組		区分	取組番号
①排出抑制・循環利用の推進	排出抑制の徹底	排出者の意識の向上	継続	①-1
		多量排出事業者 <sup>※20</sup> の処理計画等に対する指導・助言	継続	①-2
		各種リサイクル法制度等に基づく適正処理、循環利用の推進	継続	①-3
		混合廃棄物の排出抑制の推進	継続	①-4
	循環利用の推進	最終処分量の多い上位 5 品目の循環利用の推進	新規	①-5
		廃棄物系バイオマス <sup>※21</sup> の循環利用の推進	新規	①-6
		大分県リサイクル認定製品 <sup>※22</sup> への登録の促進	新規	①-7
②廃棄物の適正処理の推進	不法投棄等への対策	不法投棄対策の強化	継続	②-1
		野外焼却対策の強化	継続	②-2
	監視・指導の強化	排出者責任の徹底	継続	②-3
		産業廃棄物処理施設に対する監視指導の強化	継続	②-4
		不適正処理対策の強化	継続	②-5
		早期かつ的確な行政処分	継続	②-6
	有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進	石綿含有産業廃棄物 <sup>※23</sup> の適正処理の推進	継続	②-7
		ダイオキシン類 <sup>※24</sup> の排出の監視および適正処理の推進	継続	②-8
		水銀廃棄物 <sup>※25</sup> の適正処理の推進	継続	②-9
		感染性産業廃棄物 <sup>※26</sup> の適正処理の推進	継続	②-10
		PCB 廃棄物 <sup>※27</sup> の適正保管・期限内処理の徹底	継続	②-11
		太陽光発電設備の適正処理の促進	新規	②-12
	県外産業廃棄物対策	県外産業廃棄物の排出事業者に対する指導	継続	②-13
		県外産業廃棄物の搬入処理施設に対する指導	継続	②-14

表 5-2-1 (2) 本計画の施策の体系

柱	取組	区分	取組 番号
③持続可能な 産業廃棄物 処理体制 の確保	処理業者による情報公開の促進	継続	③-1
	市民対話によるコミュニケーションの促進	継続	③-2
	産業廃棄物処理施設の計画的な整備	継続	③-3
	マニフェスト制度の適正な運用の促進	継続	③-4
	災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築	新規	③-5
	DX <sup>※28</sup> による産業廃棄物処理の効率化	新規	③-6
④カーボン ニュートラル に向けた 取組の推進	省エネ・再生可能エネルギー機器 <sup>※29</sup> の導入促進	新規	④-1
	公共工事における環境配慮製品の使用促進	新規	④-2
⑤主体間の 連携の強化	大分県との連携	新規	⑤-1
	庁内関連部署との連携	新規	⑤-2
	事業者との連携	新規	⑤-3

### 3 具体的な施策の内容



#### 【柱①；排出抑制・循環利用の推進】

##### 《排出抑制の徹底》

##### ①-1 排出者の意識の向上【継続】

排出事業者に対する講習会や市のホームページ等を通じて、産業廃棄物の排出を抑制する取り組みや、排出段階での分別の徹底等による循環利用の促進など、排出者の意識の向上を図る。

また、本市においては令和5年度の最終処分量の半分以上が排出事業者から直接排出されるものであるため、排出事業者における産業廃棄物の排出抑制の取組を推進するとともに、分別の徹底等により循環利用の取組の実施に向けた啓発活動に努めるものとする。

##### ①-2 多量排出事業者の処理計画等に対する指導・助言【継続】

多量排出事業者においては、排出される産業廃棄物の排出抑制や循環利用の促進に向け、多量排出事業者の処理計画の策定を通じて必要な指導及び助言を行うものとする。

##### ①-3 各種リサイクル法制度等に基づく適正処理、循環利用の推進【継続】

建設リサイクル法<sup>※30</sup>及び自動車リサイクル法<sup>※31</sup>に基づき、解体工事等で発生する建設廃棄物及び使用済自動車については、適正な処理および循環利用を促進する。特に公共工事により発生する建設廃棄物については、行政自らが率先して排出抑制に努め、再生資材として積極的な利用の拡大を図る。また、関係部局と連携して解体工事等の現地調査に同行し、分別解体を徹底し、適正処理および循環利用を促進する。

食品リサイクル法<sup>※32</sup>に基づき、食品製造業者から発生する動植物性残さについては、発生抑制および循環利用を促進する啓発を関係部局と協調して実施する。また、食品リサイクル業者に対しては、積極的に事業を推進するよう啓発し、悪臭等により周辺住民の生活環境に悪影響を与える場合は、臭気対策等について指導・助言を行う。

また、再資源化事業等高度化法<sup>※33</sup>が2025（令和7）年に施行される等、従来の資源循環とともに、カーボンニュートラルや経済成長等、産業廃棄物処理に求められるニーズが多様化している状況にある。本市においても新たな法制度等の情報提供を通じて、適正処理、循環利用を推進していくものとする。

##### ①-4 混合廃棄物の排出抑制の推進【継続】

令和5年度においては、多くの混合廃棄物が最終処分されており、特に建設混合廃棄物<sup>※34</sup>の最終処分量が多くなっている。建設リサイクル推進計画2020においては建設混合廃棄物の排出率の目標値が定められている等、国として混合廃棄物の削減が求められている状況にある。本市においても現場分別の徹底等、関係部署との連携を図りながら、混合廃棄物の排出抑制に努めるものとし、現場分別に向けた情報提供を強化していく。

## 《循環利用の推進》

### ①-5 最終処分量の多い上位 5 品目の循環利用の推進【新規】

本市においては、最終処分量の多い「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「がれき類」「その他の産業廃棄物」の 5 品目について優先的に循環利用を推進するものとする。

混合廃棄物は排出抑制を優先的に進めていくものとするが、他自治体では混合廃棄物の再資源化施設が存在していることや、選別作業等において AI やロボット等を活用することで人力作業を代替し効率化を図る事例も存在している。本市においては、処理業者に先進事例や最新機器を周知し、中間処理施設の強化を図ることで混合廃棄物の循環利用を促進する。

また、廃プラスチック類については、国内においては高品位再生プラスチック材料の製造に関する取り組みが行われている等、廃プラスチック類の循環利用に向けた取組が行われている状況にある。本市においても廃プラスチック類の最新の動向等について情報収集を行い、事業者等に情報提供を図るものとする。

### ①-6 廃棄物系バイオマスの循環利用の推進【新規】

#### ①-6-1 家畜排せつ物への対応

第五次循環型社会形成推進基本計画においては、廃棄物系バイオマス等についてライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環を推進している。

本市においても廃棄物系バイオマスの循環利用の推進に向けて、畜産農家に対し、関係機関と連携して家畜排せつ物の適正処理に向けた指導を行う。また、本市では家畜排せつ物由来の堆肥について、供給事業者に関する情報提供を行い積極的な使用を呼び掛けており、今後も周知を継続させることで家畜排せつ物等の資源循環に努めるものとする。

#### ①-6-2 廃食用油への対応

国では、持続可能な航空燃料 (SAF) <sup>※35</sup> の導入促進に向けた官民協議会を立ち上げる等、流通・小売事業者、食料品製造事業者等、様々な業種の事業者が連携し、廃食用油の循環利用を推進する動向が確認されている。

本市においては、事業活動から生じる産業廃棄物由来の廃食用油の循環利用に向け、最新の動向等について情報収集を行うものとする。

### ①-7 大分県リサイクル認定製品への登録の促進【新規】

大分県では、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると考えられる製品を「大分県リサイクル認定製品」として認定し、その利用促進を図っている。

本市においても、産業廃棄物の循環利用の推進に向けて、「大分県リサイクル認定製品」に関する制度の内容や申請方法等に関する各種情報提供を行い、事業者による製品認定の登録促進を図るものとする。

## 【柱②；廃棄物の適正処理の推進】



### 《不法投棄等への対策》

#### ②-1 不法投棄対策の強化【継続】

産業廃棄物監視員による監視パトロールの実施、監視カメラおよび注意喚起の看板の設置等により、不法投棄の未然防止に努める。また、ドローン活用による廃棄物の効率的かつ効果的な監視体制の構築を図る。不法投棄に対しては、原因者に原状回復させることを基本とし、悪質な事案に対しては、告発等を含めた厳正な対応を行うとともに、投棄された廃棄物の排出者や土地所有者に対して必要な措置を命じ、状況の改善を図る。なお、原因者が不明かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれのあるような事案については、撤去を行うなど早期の改善を図る。また、本市、県、大分県警察本部、関係団体より構成される「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」<sup>※36</sup>において連携を強化する。

#### ②-2 野外焼却対策の強化【継続】

廃棄物の野外焼却については、禁止行為であることや有害なダイオキシン類の発生源となる可能性があることを知らない事業者もいることから、本市のホームページ等を通じて周知していく。

### 《監視・指導の強化》

#### ②-3 排出者責任の徹底【継続】

排出事業者へ処理基準および委託基準等の厳守など、関係機関と連携し排出者責任の徹底を図る。また、処理委託後の産業廃棄物の処理状況の把握に努めるよう指導・啓発を行う。

#### ②-4 産業廃棄物処理施設に対する監視指導の強化【継続】

不適正処理を未然に防止するため、処理業者に対する立入検査を強化し、保管施設を含む処理施設の適正な維持管理の確保を図る。焼却施設については、排ガス等の検査、最終処分場については、浸透水等の水質検査や悪臭調査、残余容量調査を本市が実施し、適正な維持管理の確保を図る。また、安定型最終処分場においては、水質悪化や悪臭の原因となる不適物の混入を防止するため、搬入する産業廃棄物の展開検査等による監視指導を強化する。

## ②-5 不適正処理対策の強化【継続】

基準に適合しない産業廃棄物の処理または保管等を行っている排出事業者、処理業者等に対し、早期に必要な行政指導や行政処分を行うとともに、悪質な違反行為に対しては、関係行政機関と連携して厳正な対応を行う。産業廃棄物監視員が行う不適正処理の監視活動については、定期的な研修の実施等により産業廃棄物処理業者に関する情報共有に努め、効果的かつ効率的な監視体制を構築する。

## ②-6 早期かつ的確な行政処分【継続】

令和3年4月より「行政処分の指針」が見直され、行政処分の迅速化が謳われている。基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われている場合には、その状況を改善させるため、速やかに必要な行政指導や改善命令等を行うとともに、悪質な違反行為に対しては、関係行政機関と連携を密にして厳正に対処する。

## 《有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進》

### ②-7 石綿含有産業廃棄物の適正処理の推進【継続】

大気汚染防止法および「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」<sup>※37</sup>に基づき、排出事業者及び処理業者に対し、排出から処分まで適正な処理が行われるよう、関係行政機関と連携して監視指導の強化を図る。また、中間処理施設への立入検査だけでなく、関係課とともに解体工事現場の立入調査を行うことにより、再生砕石等への混入防止の指導を行う。

### ②-8 ダイオキシン類の排出の監視および適正処理の推進【継続】

ダイオキシン類の排出の監視及び適正処理の確保については、産業廃棄物焼却施設における排ガス、管理型最終処分場における処理水の測定及び立入検査を行政検査により実施し、適正な維持管理の確保を図る。また、法により実施する産業廃棄物処理施設の定期検査において、構造基準および維持管理基準について検査・指導を実施し、適正処理を確保する。

### ②-9 水銀廃棄物の適正処理の推進【継続】

廃水銀等の水銀廃棄物については、「水銀廃棄物ガイドライン」<sup>※38</sup>に基づき、排出事業者および処理業者に対し、排出から処分まで適正な処理が行われるよう指導する。

### ②-10 感染性産業廃棄物の適正処理の推進【継続】

感染性産業廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」<sup>※39</sup>に基づき、適正な保管及び処理が行われるように医療関係機関等に対して指導を行う。また、市のホームページに国からの通知やガイドラインを掲載し、排出事業者および感染性廃棄物処理業者に対して適正な処理が行われるよう周知していく。

## ②-11 PCB 廃棄物の適正保管・期限内処理の徹底【継続】

「ポリ塩化ビフェニル (PCB) <sup>※40</sup> 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管事業者に対して厳重な保管を指導するとともに、対象となる低濃度 PCB 廃棄物の期限内処分を推進する。

## ②-12 太陽光発電設備の適正処理の促進【新規】

2012 年における再生可能エネルギーの固定価格買取制度<sup>※41</sup>の開始以降、太陽光発電設備等の導入が進められてきた。今後は耐用年数の経過により太陽光発電設備からの廃棄量が増加することが予想され、その場合には最終処分場の逼迫等が懸念される。

本市においては国の動向を注視しながら太陽光発電の設置者に対し産業廃棄物の適正処理を行うよう働きかけを行うとともに、情報提供や中間処理による循環利用の促進を行うものとする。

### 《県外産業廃棄物対策》

## ②-13 県外産業廃棄物の排出事業者に対する指導【継続】

県外産業廃棄物の搬入が、県内から排出される産業廃棄物の円滑な処理を妨げることのないよう、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」<sup>※42</sup>に基づく事前協議の中で、搬入状況を正確に把握するとともに、県と合同で立入検査を行い、排出事業者に対しては基準の遵守等について指導を行う。なお、県と合同での立入検査の際には、市内の最終処分場に混合廃棄物を直接最終処分している事業者に対して、排出段階での分別および循環利用を促進するよう指導する。また、展開検査等で基準に適合しない産業廃棄物の搬入を確認した場合は、排出事業者に対して文書指導を行うほか、適正な処理が行われたことを確認するまでの間は搬入停止措置をとることにより、適正な処理の確保を図る。

## ②-14 県外産業廃棄物の搬入処理施設に対する指導【継続】

県外産業廃棄物を受け入れる処理施設に対して、必要に応じ、搬入する県外産業廃棄物の展開検査を実施し、基準に適合しない産業廃棄物の搬入を確認した場合には持ち帰らせるなど、不適正処理の防止を図る。また、放射性物質に汚染された産業廃棄物が搬入されることがないように、定期的実施している水質及び悪臭調査に加えて、立入検査を実施し、監視指導の強化を図る。

## 【柱③；持続可能な産業廃棄物処理体制の確保】



### ③-1 処理業者による情報公開の促進【継続】

産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を、インターネット等の適切な方法により公表しなければならないことから、処理施設の設置者に対して、適切な情報の公開について指導し、処理施設に対する市民の不信感や不安感の払拭を図る。

特に優良産廃処理業者<sup>※43</sup>は、インターネット上に許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況、財務諸表などを公開し、事業内容が透明化されており、こうした優良産廃処理業者が増えていくことが産業廃棄物の適正処理の確保とともに市民の理解を得ることにつながると考えられることから、優良産廃処理業者を育成するとともに、優良産廃処理業者および認定制度の周知に努める。

### ③-2 市民対話によるコミュニケーションの促進【継続】

処理施設の周辺住民から、水質汚濁、大気汚染、悪臭など生活環境や公衆衛生に対する不安の声が寄せられる場合もあることから、処理施設を設置しようとする者が処理施設の円滑な設置及び適正な維持管理を行うためには、周辺住民からの理解と協力を得ることが重要である。本市では、「大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱（以下、「指導要綱」という。）」<sup>※44</sup>に基づき、処理施設を設置しようとする者に対して、許可申請前に設置に関する事前協議を行い、周辺住民の理解と協力を得るために住民説明会の開催など必要な措置をとるよう指導を行うほか、周辺住民に対して、必要な処理施設等の情報提供に努める。

### ③-3 産業廃棄物処理施設の計画的な整備【継続】

産業廃棄物処理施設の周辺住民の要望等に対しては、処理業者は「大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金」<sup>※45</sup>を活用するなどして、産業廃棄物処理施設周辺の環境整備を行う。

「産業廃棄物処理施設の整備方針」に基づき、民間事業者による処理施設の整備に取り組む。また、市は指導要綱に基づく事前協議において、設置される処理施設が周辺地域の生活環境に配慮した施設となるよう指導する。

### ③-4 マニフェスト制度の適正な運用の促進【継続】

排出事業者や収集運搬業者に対する講習会や、本市のホームページ等を通じて、マニフェスト制度の適正な運用の周知・徹底を図る。また、産業廃棄物の処理状況の情報管理が簡便・確実かつ迅速に対応できる電子マニフェスト制度の周知・普及を促進する。なお、令和2年4月より、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者については、電子マニフェストを使用した処理委託が義務化されている。

### ③-5 災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築【新規】

近年、我が国では大規模災害が頻発しており、災害時に多量に発生する災害廃棄物の適正処理に向けた対応が求められている。本市では、令和5年3月に「大分市災害廃棄物処理計画」を改定し、災害廃棄物の処理に向けた基本的な考え方を示している。災害廃棄物の処理に当たっては、関係機関との連携が重要な取組のひとつとなることから、平時から産業廃棄物処理業界との意見交換等を行い、災害時での円滑な処理体制の構築を進めていくものとする。

### ③-6 DXによる産業廃棄物処理の効率化【新規】

国内においては人口減少や少子高齢化の進行が進んでおり、産業廃棄物処理業界においても深刻な人手不足や技術継承等が課題となる。一方、企業ではAIやIoT<sup>※46</sup>を始めとするデジタル技術等の技術革新が進んでおり、産業廃棄物処理業界における人手不足や技術継承等の課題解決に向けては、業務内でのデジタル技術の活用により業務効率化や生産性の向上を図るDXの推進が有効である。

本市においても、産業廃棄物処理業界におけるDXの推進事例や取組効果等の情報を提供し、継続的な産業廃棄物処理の推進に努めるものとする。

## 【柱④；カーボンニュートラルに向けた取組の推進】



### ④-1 省エネ・再生可能エネルギー機器の導入促進【新規】

本市では、令和6年9月に「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、事業者において省エネルギー機器や技術の導入、建築物の省エネ化、再生可能エネルギーの利用拡大等の取組を進めていくものとしている。産業廃棄物処理業界においてもカーボンニュートラルへの取組を加速化させるため、収集運搬車両や機械設備における排出ガスに起因する温室効果ガスの削減に向け、各種設備の性能向上に向けた取組を検討するものとする。また、大分県や市の関係部局と連携しながら、産業廃棄物処理に起因する温室効果ガス排出量削減を促進する。

### ④-2 公共工事における環境配慮製品の使用促進【新規】

大分県においては、廃棄物の減量及び資源の有効利用に役立てると認められたものを「大分県リサイクル認定製品」として認定し、事業等での優先的な使用が呼びかけられている。

本市においては、関係部局と連携し、本市発注の公共工事においては大分県リサイクル認定製品を優先して使用するとともに、環境に配慮した物品や再生資材等の使用を推進し、資材の調達段階から環境負荷の低減に努めるものとする。

## 【柱⑤；主体間の連携の強化】



### ⑤-1 大分県との連携【新規】

産業廃棄物は市町村の区域を越えて広域的に移動するため、適正処理を確保するには広域的な視点での対応が不可欠であり、本市においては大分県と緊密に連携することが重要である。事業者に対する指導や不法投棄事案への対策、その他適正処理に向けた情報提供等、県と市が連携し効果的な取組の実施を目指すものとする。

### ⑤-2 庁内関連部署との連携【新規】

産業廃棄物は、主に建設現場や工場等の事業活動から排出されるため、本市の建設関連部署や商工業振興部署との関連性が高い。このため、関連部署との連携を強化し、本市全体で産業廃棄物の排出抑制や循環利用等を共通の目標とし取組を推進することが重要である。今後は、事業者への効果的な指導方法等について、関連部署と協働し効果的な方策の検討に努めるものとする。

### ⑤-3 事業者との連携【新規】

事業者が新たに産業廃棄物処理施設を整備する際は、本市との間で事前協議を行うとともに、周辺住民への理解促進に向けた住民説明会を行うものとしている。本市においては、施設整備に向けて周辺住民からの信頼確保が出来るよう、事業者に対し助言や指導を行うものとする。

## 第6章 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

### 1 産業廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

産業廃棄物処理施設は、資源の循環利用や産業廃棄物の適正処理に向けて重要な役割を果たす施設である。一方で、産業廃棄物処理施設の整備に当たっては、周辺住民から生活環境や公衆衛生に対する不安の声が寄せられることもあるため、住民説明会の実施や施設に関する情報を発信することで周辺住民からの理解を取得することが重要である。

本市では、産業廃棄物処理施設の整備に当たっては、指導要綱に基づき、事業者との間で事前協議を行うとともに、周辺住民の理解と協力の取得に向けて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る等の必要な措置をとるよう指導及び助言を行うものとする。

### 2 中間処理施設の能力の見通し

本市における産業廃棄物の中間処理施設の処理能力の見通しは表 6-2-1 に示すとおりである。

現有施設の中間処理施設の処理能力と市内排出量の将来推計結果を考慮すると、令和12年度においても対応が可能な見込みである。

表 6-2-1 中間処理施設の見通し

施設区分		処理能力	日平均排出量	
			令和5年度 現状	令和12年度 基準ケース
汚泥	脱水施設	9,539 m <sup>3</sup> /日	1,621 m <sup>3</sup> /日	1,614 m <sup>3</sup> /日
	乾燥施設	50 m <sup>3</sup> /日		
	焼却施設	6,147 m <sup>3</sup> /日		
	コンクリート固型化施設	20 m <sup>3</sup> /日		
廃油	油水分離施設	28,120 m <sup>3</sup> /日	88 m <sup>3</sup> /日	72 m <sup>3</sup> /日
	焼却施設	6,073 m <sup>3</sup> /日		
廃酸・廃アルカリの中和施設		41,700 m <sup>3</sup> /日	82 m <sup>3</sup> /日	73 m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類	破碎施設	2,515 t/日	139 t/日	117 t/日
	焼却施設	6,125 t/日		
木くず又はがれき類の破碎施設		45,243 t/日	1,095 t/日	972 t/日
上記以外の焼却施設		357 t/日	231 t/日*	205 t/日*

※汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類を除く焼却対象品目の排出量

### 3 最終処分場の残余年数の見通し

令和6年度時点における本市の産業廃棄物の最終処分場の残余年数<sup>※47</sup>の見通しは表 6-3-1 に示すとおりである。

最終処分場の残余年数は、安定型最終処分場が12.5年、管理型最終処分場が13.0年となっている。最終処分場の確保は困難であり、最終処分場の設置には非常に長期間を有することから、引き続き排出抑制及び循環利用を促進し、埋立量削減に努める必要がある。

表 6-3-1 最終処分場の見通し

	施設数 [施設]	残余容量 <sup>※48</sup> [千 m <sup>3</sup> ]	埋立実績 <sup>※</sup> [千 m <sup>3</sup> /年]	残余年数 [年]
安定型最終処分場	10	1,269	101.5	12.5
管理型最終処分場	3	1,606	123.5	13.0

※:埋立実績は、令和2年度～令和6年度の埋立容量の平均値を採用している。

### 4 産業廃棄物処理施設の整備方針

中間処理施設については、令和7年度において再生利用率の目標達成が困難な見込みであるため、循環利用の推進を目指し、混合廃棄物の選別に向けたAIやロボット技術等の高度な選別設備の導入等を含めた施設整備を促進する必要がある。

また、最終処分場については、県全体の施設数の約半数が集中しており、最終処分目的での県外産業廃棄物の搬入が多い一因となっている。このため本市においては、県内の排出量に応じて必要な処理能力、容量を備えた適正な規模の処理施設の整備が必要である。

本市における産業廃棄物処理施設の現状を踏まえるとともに、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」や大分県の上位計画等を踏まえ、「産業廃棄物処理施設の整備方針」を次のとおり定め、民間事業者による処理施設の適正な整備に取り組むものとする。

## 産業廃棄物処理施設の整備方針

### 1 施設整備の基本的な方向

- (1) 県内から排出される産業廃棄物を優先的に処理するため、県内における産業廃棄物の排出量に応じた適正規模の処理施設を整備
- (2) 循環利用率の向上、最終処分の減量化に向けた高度設備を有した処理施設の整備
- (3) 地球温暖化の防止に向けて省エネ・再エネ設備等を有した地球環境に配慮した処理施設の整備
- (4) 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- (5) 周辺住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- (6) 災害廃棄物の処理に当たり、連携による適正処理が可能な処理施設の整備

### 2 処理施設の整備目標

#### (1) 中間処理施設

- ・ 循環利用の向上および最終処分の減量化を推進するための施設の整備を促進する。
- ・ 災害の発生時において、災害廃棄物の適正処理が可能な施設の整備を目標とする。

#### (2) 最終処分場

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、循環利用を行い、既存施設の延命を図る。
- ・ 県内から排出される産業廃棄物を優先的に処分するための施設とする。
- ・ 災害の発生時において、災害廃棄物の適正処理が可能な施設の整備を目標とする。

### 3 周辺住民の理解と協力を得るための措置

- (1) 処理施設を設置しようとする者は、説明会の開催等により事前に十分な説明を行うことで、周辺住民の理解と協力を得るよう努める。
- (2) 処理施設を設置しようとする者は、処理施設の維持管理等について積極的に情報公開を行い、周辺住民の理解と信頼を深め、かつ生活環境の保全等に資するため、周辺住民と協定を締結するよう努める。
- (3) 市は、周辺住民と処理施設の設置者の相互理解を深めるため、必要に応じて処理施設の設置者に対して指導及び助言を行うとともに、周辺住民に対する情報提供等に努める。

## 第7章 計画の推進に向けた各主体の責務・役割

### 1 本市の責務・役割

#### (1) 指導計画の推進及び情報公開と普及啓発の推進

本計画を排出事業者、処理業者に周知するとともに、これらの各主体と協働で取り組むことにより、産業廃棄物の排出抑制・循環利用及び適正処理を推進する。

また、市民に対しても、産業廃棄物処理に係る情報の提供に努め、産業廃棄物の処理事業の必要性等について啓発に努める。

#### (2) 排出事業者及び処理業者に対する指導

排出事業者及び処理業者に対しては、立入検査を実施し、産業廃棄物の適正な処理及び保管、処理施設の適正な維持管理が確保されるよう指導する。

また、多量排出事業者に対しては、産業廃棄物の減量等に関する処理計画の策定を徹底するとともに、排出抑制、循環利用の推進について指導及び助言を行う。

#### (3) 不適正処理、不法投棄に対する監視指導の強化

不適正処理や不法投棄を発見した場合は、早期に必要な行政指導や行政処分を行い、状況の改善及び原状回復を求め、悪質な事案については、関係行政機関との連携により告発等の厳正な対応を行う。また、立入検査の実施や、産業廃棄物監視員による監視パトロールにより、不適正処理及び不法投棄の早期発見、未然防止を図る。

なお、原因者が不明かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれのあるような事案については、撤去を行うなど早期の改善を図る。

#### (4) 関係法令との整合性の確保

産業廃棄物処理施設の設置については、必要に応じて「産業廃棄物処理施設等庁内連絡会議」<sup>※49</sup>を開催し、関係法令の規定に基づく規制に関する事項及び生活環境保全上の支障に関する事項について検討を行う。また、処理施設の設置者に対しては、関係法令の規定に基づく必要な手続きを実施するよう指導及び助言を行う。

#### (5) 適正処理に関する啓発、情報の提供

一般社団法人大分県産業資源循環協会<sup>※50</sup>及び大分県環境保全協議会<sup>※51</sup>との連携のもとに、排出事業者及び処理業者を対象とした講習会、研修会を実施し、適正処理についての啓発や必要な情報の提供を行い、産業廃棄物の適正処理に関する意識の向上を図る。

#### (6) 公共事業における適正処理の推進

本市が発注する公共工事等から発生する産業廃棄物の処理については、排出抑制・循環利用を積極的に推進する。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、適切な処理費用を計上するとともに、関係者の監督・指導を行う。

**(7) 災害廃棄物の適正処理の確保**

災害廃棄物の円滑な処理のため、「大分市災害廃棄物処理計画（令和 5 年 3 月改定）」に従い、適正処理を確保する。

**(8) 大分県との連携**

大分県と連携して産業廃棄物の排出抑制や適正処理の推進、産業廃棄物処理施設の適切な整備に取り組むとともに、大分県の定める「大分県廃棄物処理計画」の施策に協力する。

## 2 処理業者の責務・役割

### (1) 産業廃棄物の適正な処理

産業廃棄物の処理の受託に当たっては、排出事業者からその種類、性状等の情報を的確に把握するとともに、書面による契約の締結など、処理基準及び委託基準に従って適正な処理を行う。また、情報管理に当たっては、電子マニフェストの活用等により適正処理の効率化に努める。

### (2) 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底

処理施設においては、維持管理計画に基づく施設の管理を行い、維持管理基準を遵守し、現有施設の整備、延命化に努める。なお、施設の設置に当たっては、指導要綱に基づく事前協議の中で地域住民等の理解と協力を得るための必要な措置をとり、地域住民との相互理解の促進と信頼関係の構築に努める。

また、処理施設の維持管理情報について記録するとともに、インターネット等を活用して情報の公開を行い、情報の透明性に努める。

特に、最終処分場においては、定期的に浸透水等の水質検査を実施し、水質の悪化、ガスの発生等の異常があった場合は速やかに市へ報告する。また、安定型最終処分場の設置者は、安定型産業廃棄物<sup>※52</sup>以外の産業廃棄物が混入しないよう、搬入管理を徹底する。

### (3) 産業廃棄物処理技術の向上と従業員の教育訓練

産業廃棄物の適正処理に向け、AI等の最新の処理技術に関する情報の収集を行い、処理技術の向上に努める。また、従業員への教育訓練の充実を図るほか、各講習会へ積極的に参加し、技能や知識の向上に努める。

### (4) 循環利用の推進

産業廃棄物の処理に当たっては、分別収集の徹底による最終処分量の削減や、より高度な処理施設を導入することによる混合廃棄物等の循環利用の推進など、積極的な産業廃棄物の循環利用に努める。

### (5) 行政施策への協力

行政が実施する産業廃棄物に係る各種調査に協力し、正確な情報の提供を行うとともに、産業廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

### 3 排出事業者の責務・役割

#### (1) 排出抑制・循環利用の推進

排出業者においては、製品の製造や加工等の工程において、作業工程や、梱包材等の物流資材の見直しを行うとともに、需要に見合った製造計画の策定等により産業廃棄物の排出抑制に努める。また、排出時における分別の徹底により、循環利用の推進に努める。

多量排出事業者においては、産業廃棄物の排出抑制・循環利用及び適正処理に関する計画書を策定し、産業廃棄物の排出抑制・循環利用を推進する。

#### (2) 産業廃棄物の計画的な処理

産業廃棄物の発生量及び性状等を正確に把握し、その種類、性状に応じた計画的かつ適正な処理を行う。また、産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者に正確に提供することで、適正処理を確保する。

#### (3) マニフェスト制度運用の徹底

産業廃棄物の処理に当たっては、マニフェスト制度を適正に運用することで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか把握するとともに、その交付状況について管理票交付等状況報告書を提出するなど、制度を遵守する。また、電子マニフェストの積極的な導入に努める。

#### (4) 産業廃棄物の適正な処理委託

産業廃棄物の処理を委託する場合は、その種類、性状等を正確に把握して適切な処理業者を選定し、委託契約書の締結などの委託基準を遵守するとともに、適正な処理費用により委託する。また、委託した産業廃棄物について、その処理状況を委託先の処理施設に来訪し確認するなど、排出する産業廃棄物が適正に処理されていることの確認に努める。

#### (5) 有害物質の適正な保管

特別管理産業廃棄物を排出する事業場においては、法に従い、適正に管理、保管を行う。また、PCB 廃棄物を保管する事業者は、厳重な保管を行うとともに、対象となる PCB 廃棄物に応じた期限内の早期処分に努める。

#### (6) 産業廃棄物処理に係る従業員への教育

産業廃棄物の適正処理に関する教育を従業員に実施するほか、各講習会に積極的に参加し、適正処理の体制の充実に努める。

#### (7) 行政施策への協力

行政が実施する産業廃棄物に係る各種調査に協力し、正確な情報の提供を行うとともに、産業廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

# 用語集

## ※1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法律（昭和 45 年 12 月 25 日公布）

## ※2. 排出事業者

事業活動に伴って生じた廃棄物を排出する事業者

## ※3. 産業廃棄物

事業活動で発生した廃棄物の内、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び法律施行令において定められた 20 種類の廃棄物

## ※4. カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの「排出量」と植林、森林管理などによる温室効果ガスの「吸収量」を均衡させること（排出量から吸収量を差し引いた合計が実質ゼロの状態）

## ※5. ゼロカーボンシティ

脱炭素化社会の構築に向け、2050 年の二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体

## ※6. 再生利用量

廃棄物の全部または一部を原材料として利用した量

## ※7. 減量化量

廃棄物処理施設において、焼却又は脱水等の中間処理により減量化された量

## ※8. 最終処分量

中間処理できない廃棄物及び中間処理後に排出される処理残渣等について、埋立処分・海洋投入処分された量

## ※9. 再生利用率

廃棄物の排出量のうち、再生利用された量の割合

## ※10. 最終処分率

廃棄物の排出量のうち、最終処分された量の割合

※11. 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の中間処理、最終処分を行う施設の内、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条に示された一定規模以上の処理能力を有する施設

※12. 中間処理施設

廃棄物の再生、減量・減容化、安定化・無害化等の処理を行う施設

※13. 最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う施設

※14. 安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を埋め立てる最終処分場

※15. 管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、燃え殻、汚泥、木くず、鉋さい、ばいじん等を埋め立てる最終処分場

※16. 一般廃棄物

家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ、及びし尿等の廃棄物

※17. 混合廃棄物

分別が行われていない等により、2種類以上の産業廃棄物が混合し排出された廃棄物

※18. 出口側の循環利用率

廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

なお、入口側の循環利用率は、循環利用量と天然資源等（石油、石炭等）の投入量に対する循環利用量の割合

※19. 電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に公布する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み

※20. 多量排出事業者

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者

※21. バイオマス

動植物に由来する有機物である資源の内、原油・排ガス・可燃性天然ガス等の化石資源を除いたもの

※22. 大分県リサイクル認定製品

大分県内で発生した廃棄物を使用したりリサイクル製品の内、大分県が廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めた製品

※23. 石綿含有産業廃棄物

建築物等から除去された吹付石綿・石綿を含む保温材・断熱材・耐火被覆材・特定粉塵発生施設で生じた廃石綿等及び工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で石綿含有率が 0.1%を超えるもの

※24. ダイオキシン類

焼却による燃焼過程において副産物として発生するポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のこと

通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じないが、人に対する発がん性があるとされており、平成 12 年 1 月 15 日から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、必要な規制が定められている

※25. 水銀廃棄物

廃金属水銀等、水銀汚染物及び水銀使用製品廃棄物の総称

なお、水銀使用廃棄物は、「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち対象となる製品、その製品が材料又は部品として用いて製造される組込製品又は、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの

※26. 感染性産業廃棄物

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体（感染性病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことであり、廃棄物処理法施行令第 1 条第 1 項第 8 号に定める感染性一般廃棄物と、同法施行令第 2 条の 4 第 1 項第 4 号に定める感染性産業廃棄物

※27. PCB 廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）原液、PCB を含む油又は PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの

※28. DX

IT や AI 等の最新のデジタル技術が浸透することで、人々の生活の質の向上やビジネスの変革を促すこと

※29. 再生可能エネルギー機器

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、枯渇せず永続的に利用できる自然エネルギーを電気や熱、燃料として利用するための機器

※30. 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の通称。特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律（平成 12 年 11 月 30 日施行）

※31. 自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の通称。廃車した自動車について、自動車メーカーや自動車のリサイクルに携わる関連事業者の役割と義務を定めることにより、適正な処理と資源の有効利用を図ることを目的とした法律（平成 15 年 1 月 11 日施行）

※32. 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の通称。食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とした法律（平成 13 年 5 月 1 日施行）

※33. 再資源化事業等高度化法

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の通称。

効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガス排出量の削減効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律（令和 7 年 11 月 21 日施行）

※34. 建設混合廃棄物

建設廃棄物であって安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているもの

※35. 航空燃料（SAF）

持続可能な航空燃料（Sustainable aviation fuel）であり、廃食油、微細藻類、木くず、サトウキビ、古紙などを主な原料として製造され、従来使用されている化石燃料由来のジェット燃料と比較し CO<sub>2</sub>削減効果がある

※36. 大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会

大分県の関係機関及び大分県環境保全協議会、一般社団法人大分県産業資源循環協会、本市の関係部署との密接な連携によって、廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止とこれらの事犯に対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全に資することを目的とし、各諸事業の報告や情報交換等を行う協議会

※37. 石綿含有廃棄物等処理マニュアル

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等及び石綿含有廃棄物について、適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け、処理に係る必要事項等を具体的に示したマニュアル

※38. 水銀廃棄物ガイドライン

水銀廃棄物の適正処理の確保を目的とし、水銀廃棄物の新たな取り扱い、収集、運搬又は処分等における留意事項等を具体的に解説したガイドライン

※39. 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

特別管理廃棄物に指定された感染性廃棄物の適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け、適正処理の確保に必要な手順等を具体的に解説したマニュアル

※40. ポリ塩化ビフェニル（PCB）

化学的に安定しており、熱分解しにくい・絶縁性が良い・沸点が高い・不燃性である等の性質を有する物質であり、熱媒体、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されていたが、昭和 41 年以降 PCB による健康被害が発生したことを受け、昭和 49 年以降その製造・輸入等が禁止となった

※41. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度

※42. 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全に寄与することを目的として、産業廃棄物処理施設等の設置や県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手続き等を定めた条例(平成17年10月1日施行)

※43. 優良産廃処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者

※44. 大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱

産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、産業廃棄物処理施設等が住民の理解を得て円滑に設置されるよう、事前の手続き等について定めた要綱

※45. 大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金

産業廃棄物の処理施設における周辺住民の不安を解消するため、大分県産業廃棄物税および環境保全協力金を活用して、市町村または産業廃棄物処理施設の設置者が処理施設周辺の環境整備および周辺住民の利便に寄与する施設の整備を行うのに要する経費に対する補助金

※46. IoT

生活の中のあらゆるものがインターネットに接続され、情報交換をすることで相互に制御する技術

※47. 残余年数

現在使用されている最終処分場が満杯になるまでの残りの期間

※48. 残余容量

現在使用されている最終処分場が満杯になるまでに埋立することが出来る容量

※49. 産業廃棄物処理施設等庁内連絡会議

指導要綱に基づく事前協議のなかで、設置をしようとする施設について他法令との整合性を図るため、関係各課を招集し開催する会議。検討事項としては、法令の規定に基づく規制に関する事項及び生活環境保全上の支障に関する事項

※50. 一般社団法人大分県産業資源循環協会

産業廃棄物の適正処理を基本におき、産業廃棄物の広域処理をはじめ、減量化・再資源化・再利用等の事業活動を通じて本県の生活環境の保全を図り、併せて産業経済の発展に寄与することを目的とした、全県的な処理業者の団体

※51. 大分県環境保全協議会

産業廃棄物の適正処理や、減量化、資源化、再生利用の推進を図り、また、環境保全活動を通じ、県民の生活環境の保全と産業経済の発展に寄与することを目的に、平成2年9月に設立された、大分県内の排出事業者の団体

※52. 安定型産業廃棄物

有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物

## 大分市産業廃棄物適正処理指導計画（第6次）

---

発行月 令和 8年 3月  
発行 大分市  
編集 大分市環境部 廃棄物対策課  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号  
TEL 097-578-7547